

社会福祉法人萱垣会 平成31年度 事業計画

法人本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～39

飯田エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40～53

養護老人ホーム信濃寮
ヘルパーセンターしなの
かなえデイサービスセンター
シルバーハウスゆめの郷
デイサービスセンター四季
ゆめの郷ケアプランセンター
飯田市かなえ地域包括支援センター

阿南エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54～65

特別養護老人ホーム赤石寮
赤石寮グループホーム「やすらぎの郷」
新野デイサービスセンター
赤石寮居宅介護支援事業所
新野ホームヘルプセンターはなのき
はなのき在宅介護支援センター
新野高齢者生活福祉センター

下條エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66～77

養護盲老人ホーム光の園
特別養護老人ホーム第二光の園
下條村デイサービスセンター
光の園デイサービスセンター
光の園ホームヘルプセンター
光の園ケアプランセンター

中津川エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78～90

特別養護老人ホーム延暦寺広済寮
中津川市グループホーム「まごころ」
ゆうらく苑デイサービスセンター
中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター
ゆうらく苑ケアプランセンター
みなみ在宅介護支援センター

保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91～98

鼎あかり保育園

放課後児童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・ 99～100

鼎あかり児童クラブ

理事長所信

今年、平成の時代も終わり、愈々新しい年号を迎える節目の歳である。

新しい時代を迎えるに当たり、平和で安寧が保たれる時代となるよう切に願うところであるが、行く末は必ずしも光明ばかりではない。

いま国民2.4人が一人のお年寄りを支える社会が、数十年先には国民1.3人が一人のお年寄りを支える肩車型社会になると云われている。一億総活躍社会という政策の下、働き方改革と相まって労働環境の改善を整えながらも、人口減少という大きな課題には歯止めがからず、人材不足による外国人労働者に頼らざるを得ない日本の将来がある。暮らしを支える医療や福祉現場をはじめ社会全体が人口減少による人・物・金に枯渇している状況がある。

さて、30年度は関係する多くの皆様のご協力を頂いて二つの大きな事業、広済寮移転新築工事と鼎あかり保育園・児童クラブの新築工事も無事竣工することができた。

介護も保育も今日の時代にあっては社会生活の根幹をなすものであり、生活上のセーフティネットが機能しているかどうかは生活の質を決定づける重要な要素となってきた。これまでの法人の事業活動は、サービスを必要とする利用者に相応しいサービスを提供する受動的な傾向にあったが、この4月からは中津川エリアに続いて飯田エリアでも包括支援センターを設置し、より能動的に介護予防への取り組みができるよう体制を整えた。従来の在宅・施設サービスに加え予防的な対応ができることで、地域共生社会の実現に向けての包括的な支援体制を整え「我が事、丸ごと」の地域作りに取り組んでゆく。

そして、あかり保育園には同敷地内に児童クラブの事業を開始する。人口の減少が見込まれる将来、児童が学力と倫理規範を身に着け、社会の一員として社会に貢献できるよう支援してゆくことは私達の最低限の義務である。児童クラブは原則小学校三年生までとしているが、この時期に学力の成長と共に他人を思いやる心を醸成し、福祉の心をもった子供達を育ててゆきたいと考えている。

現在萱垣会では、441名をかかえる職員が日々其々の現場でご利用者様のためにサービスを提供している。将来人材不足という中において専門職が離職をされることは事業の継続に大きな支障となるので、労働環境を整備しながら専門職のもちえる能力が十分に発揮できるよう体制を整えてゆく所存である。

そして、法人では今年願王寺の小部屋から産声をあげた福祉の幕開けから数えて70年の月日を数える。これまでの多くの足跡を振り返りながら、未来に向かって進むべき意義ある70年の式典を行う予定である。

第一章 介護・福祉サービスの基本方針

I 理念・基本方針

第1 理念、基本方針

1 萱垣会の理念（ミッション）

「一隅を照らす」（いちぐうをてらす）

お年寄りや子供たちと毎日触れ合いながら、介護、保育の仕事に携わっているときご利用者や子供たちのためになっているのだろうか。そう思うとき心に浮かぶ言葉があります。

「一隅を照らす、これ国宝なり」

介護、保育はサービスを提供する者の心が豊かになり、優しさと思いやりをもってご利用者や子供たちの幸せと自己実現をお手伝いしてゆく過程です。一人ひとりの援助者がともす小さな灯がやがて万の灯りとなる時、ご利用者、子供たち、家族、地域、社会のすべてを照らし出してゆきます。

幼き頃は多くの愛情を注いで育ててくれた人生の先輩方へ、また、これからの未来を担う子供たちへ、今度は私たちが専門的な技術をもって行く先の足元を照らしてあげましょう。一条の灯が希望の光へと変わり、手を携えながらの歩みは私たちを大きく成長させてくれるはずです。

2 法人の基本方針（ビジョン）

「一隅を照らす」行動をとおして、ご利用者に「美しく生きる」ための支援、子供たちに「生きる力の基礎（心身共に）を身につけ、自分を輝かせて社会で活躍できる人として育つ」ための支援を行い、全職員の自己実現の追求と、地域の安心した暮らしと思いやりにあふれる社会づくりに貢献します。

3 価値観（バリュー）

- (1) 利用者様 「美しく生きる」お手伝い（萱垣会介護サービス理念）
- (2) 保育 「生きる力の基礎（心身共に）を身につけ、自分を輝かせて社会で活躍できる人として育つ支援」（萱垣会保育サービス理念）
- (3) 職員 「安心と信頼」の人づくり
- (4) 地域 「地域包括ケアの参画」と「地域貢献活動」の実施

4 目標

- (1) 利用者様の真の願いを叶えるため、ご家族と共にご本人を深く知り、ご家族と共に現状との願いと現状のギャップを埋める支援をします。
- (2) 子供の「最善の利益」のために保護者の支援に取り組み、また、地域の子育て専門機関としての役割を果たします。
- (3) 地域にある福祉的諸問題を事業所サービスの枠を超え、地域と共に考え地域と共に解決します。社会サービス提供者として、ふさわしい行動で社会づくりに貢献します。

5 理念と基本方針の周知

「職員」「ご利用者・保護者」「地域の方々」への周知について、それぞれに、①研修、②パンフレット、③ご利用のしおり、④ホームページ等の広報によって、理解を深めていただけるよう努めていきます。

第2 行動計画

1 介護理念に係る行動計画

(1) 「美しく生きる」お手伝い

- ① 「24 時間シート」をご家族と共に作成し、多職種連携で PDCA サイクルに基づき介護を提供する。(真の“願い”を探る)
- ② 「おむつ外し」の目標値を設定して、トイレ排泄を増やしていく。(良質介護の象徴値)
- ③ 「やっておきたいこと、伝えておきたいこと」をご家族とともに実現する。

2 保育理念に係る行動計画

(1) 「生きる力の基礎となる力を身につけ、自分を輝かせて社会で活躍できる人として育つ支援

- ① 「その子らしさ」を大切にして、一人ひとりの成長をしっかりと受け止めます。
- ② 健康な身体と豊かな感性を育てます。
- ③ 本物に触れ五感を育てます。
- ④ 家庭や地域社会と心を通わせ交流及び協力し合います。
- ⑤ 職員は笑顔いっぱい、愛情いっぱい、元気いっぱい、子ども大好き、保育大好きの間人像を目指します。

3 共通理念に係る行動計画

(1) 「安心と信頼」の人づくり

- ① 採用から退職までの安心して働けるキャリアデザインを形成する。(キャリアの見える化)
- ② 働き方のダイバーシティ推奨を後押し、人材育成体制を確立する。(多様性)
- ③ 従業員満足度 (ES) の向上を図る。(満足度)

(2) 「地域貢献活動」の拡充と「モラルリーダー」になる

- ① 「地域貢献活動の見える化」で貢献内容を明確にする。(制度と制度の隙間を埋める)
- ② 「萱垣会中長期プラン (5 か年、10 か年計画)」の策定 (地域包括ケア構想を含む)
- ③ 「サンキュー考課 (報奨考課制度)」で社会人の素養と他人への配慮の気持ちを養う。

II 介護・福祉サービスの理念・方針・行動計画

第1 介護・福祉サービス理念、方針

1 介護・福祉サービス理念 (ミッション)

「美しく生きる」お手伝い

2 介護・福祉サービスの志（ビジョン）

ご利用者の真の願いを叶えるため、ご家族とともにご本人を深く知り、ご家族とともに現状とのギャップを埋める支援をします。

3 介護・福祉サービス価値観（バリュー）

- (1) 「人美しく」… 人美しくとは、利用者様の自己実現を支えること
- (2) 「心美しく」… 心美しくとは、心が穏やかにいられること、体の苦痛を緩和すること
- (3) 「姿美しく」… 姿美しくとは、清潔でいられること、心地よい環境にいられること

「美しく生きる」とは

(1) 「人美しく」利用者様の自己実現を支えること

- ① 自己実現とは、「こうありたいと思う自分の姿（目標）に向かって努力すること」です。自己実現は、誰しもが持っている心理（感情）で、例えば、「慕われる人でありたい」ということが目標であり、そうなれるよう日々行動しているのです。利用者様が「人生こうでありたい」と思う姿で居続けられるようお手伝いすることが、私たちの使命です。
- ② 究極の自己実現の目標は1つですが、自己実現の目標（いわゆる小目標）は1つではなく、たくさんの種類があります。
多くの人が共通して持つ自己実現の目標は、集団の中で「役割を持ちたい」「使命を果したい」ということです。また、個人として「生涯学びたい」「趣味を続けたい」というのもあると思います。
- ③ 人生の終盤になると、自己実現も最終段階となり、人生の最期までに「整えておきたいこと」や「やっておきたいこと」が、それぞれの人に生まれます。具体的には、「会っておきたい」「伝えておきたい」「確かめておきたい」「見ておきたい」「残しておきたい」という願いです。このことのお手伝いが私たちの使命です。

(2) 「心美しく」心が穏やかにいられること、体の苦痛の緩和をすること

- ① 心が穏やかに
心を穏やかにするためには、人間関係も重要ですが、職員とのコミュニケーションによるところが大きいと思います。言語によるコミュニケーションはもちろんですが、非言語的コミュニケーションのおよぼす影響は大きく、最も配慮が必要な介護です。
- ② 体の苦痛の緩和
体に痛みや苦痛があると、どうしてもイライラしてきたり、マイナス思考になります。まず、心穏やかにいられるためには、痛みや苦痛を取り除くことが大切です。

(3) 「姿美しく」清潔でいられること、心地よい環境にいられること

- ① 清潔でいられる
人が人として、落ち着いた精神状態でいられるのは、清潔でいられることが第一です。
- ② 心地よい環境にいられる
心地よい環境にいられることが、落ち着いた生活には不可欠です。部屋の中の整理整頓、掃除に十分配慮しましょう。

第2 サービス提供の方針

1 介護・福祉サービス（社会サービス）

（1）ケアプラン（介護計画）に基づくケア

① ケアプランは契約書

介護保険における介護サービスは、ご利用者と事業所の直接契約であることを再確認し、その契約内容が、ケアプランに沿ったサービス提供であることを重く受け止め、ケアプラン重視のサービス提供を実現します。

② ケアプランの軽視の現状

現状では、ケアプランを軽視する傾向があり、その原因はケアプラン内容が“浅い”ことに起因します。ケアプラン軽視が必ずしもサービス内容が低水準とはなりません。ご利用者をよく知り“深い”内容のケアプランを作成することが、個別介護サービスの提供の原点です。

③ ケアプランの内容が介護の専門性

内容の“深い”ケアプランの作成とケアプランを根拠としたサービス提供が、専門性であり、その専門性が社会サービスの証であることを浸透させていきます。

④ 萱垣会の介護目標

介護目標、「基本的社会性と治療的コミュニケーションにより、1.5人稱の立ち位置で、ケアプランに沿った支援」とは、「最善のコミュニケーションで、希望を引き出し、ご利用者の思いを深く汲み取って、ケアプランを作り、ケアプランに沿ったサービスを提供すること」です。

（2）サービス担当者会議の充実

① ご家族の「役割」

介護施設は、「ご利用者の生活の全て」を引き受けることから、家族の役割を奪ってしまう側面があります。

過去の制度では、福祉事業自体が家庭的、経済的に恵まれない人が対象だったため、施設が全ての役割を担うことが求められていました。介護保険制度以降は、家庭的、経済的要件を問わなくなりましたので、過去の方法は現代にふさわしくありません。

萱垣幸道会長の「施設がご利用者と家族のつながりを断ってはならない」という理念からも、ご家族に適正な役割を担っていただくことを大切にしたいと思います。その役割分担を話し合う機会が、サービス担当者会議です。

② 自己決定も「役割」のひとつ

「自己決定」は、介護保険の理念の大きな柱です。自己決定をすることが介護への参加のひとつです。

自己決定が困難な場合には、サービス提供者とご家族がご利用者の代弁者（「アドボケート」という）となって、サービス方法を考えていきます。ご家族が代弁者となることもご家族の役割のひとつです。

(3) サービス向上の重点項目

① 24時間シートの深化による個別ケア

24時間シートは、ケアプランを作成するためのツール（道具）です。このシートをしっかりと作成することによって、個別介護が実現することや認知症の周辺症状の改善につながる実績があることから、個別介護、認知症介護の“切り札”として、国も重要に位置付けています。

この作成にあたっては、過去の暮らしを十分に調査することが必要なことから、ご家族の協力がなくては作成できません。

ご家族とともに考え、ご家族とともに介護の向上に努めていくという理念の象徴として、24時間シートの作成に力を入れていくことを方針としたいと思います。

② トイレ排泄（おむつ外し）の推進

おむつ外し運動は、ぎりぎりまでトイレ排泄を支援することとおむつが必要な方にも介助によって昼の時間帯にトイレ排泄をすることを目的とした運動です。

萱垣会は、介護サービス理念である「美しく生きる」の一環としておむつ外しによるご利用者のサービス向上を目的として、おむつ外しに取り組みます。

また、副産物として、おむつ外し運動に積極的に取り組む施設は、「ガバナンスが機能する」「優秀な人材が育つ」「収支バランスが安定する」との調査結果があり、今年度の重点項目としていきます。

これらを踏まえ、現状のおむつ使用率を把握し、目標値を設定します。

2 周辺サービス

(1) 誓いの十則

- | | |
|-----------|---|
| 安心 | … 永年灯し続けられた生命の炎が穏やかに燃えることができるよう、心の安心を提供することが私たちの使命です。 |
| 礼儀 | … 礼儀は心の現れ、ホームの品位です。利用者の方にはもとより、お互い礼儀正しい行動に努めます。 |
| 協同 | … 職員は所属系の一員であると同時にホーム全体の一員であります。和衷、協同をもって完全なるサービスに努めます。 |
| 記憶 | … 利用者のお顔とお名前を速やかに覚え、家族の方のお顔も覚えましょう。 |
| 敬慎 | … 利用者の面前でひそひそ話や、くすくす笑いをしたり、身装を凝視することは慎みましょう。心身共に衰弱した方に大きな音は苦痛です。話し声、足音を立てないように努めます。 |
| 研究 | … 各自受け持ちの仕事は勿論、利用者の趣味、嗜好まで研究しサービスの向上に努めます。 |
| 保健 | … 各自衛生を守り健康増進に努めます。 |
| 清潔 | … ホームの生命であります。館内は勿論、自己身辺の清浄に努めます。 |
| 節約 | … 一枚の紙といえども粗略にしてはなりません。私用に供することは絶対にいたしません。 |
| 感謝 | … いつも「ありがとうございます」という感謝の言葉を忘れないように努めます。 |

(2) ホスピタリティチェック（報奨考課制度）の推進

「報奨考課制度」により、社会的コミュニケーション、介護の専門的コミュニケーション、治療的コミュニケーションの育成をはかります。

① 社会サービスにおける接遇

社会サービスは、ご利用者のニーズ（必要性）に応じたサービスを提供することで、ウオント（欲求）に応ずることではありません。したがって、時にはご利用者の意に沿わない方針になることもありえますが、その場合でも失礼のない適切なコミュニケーションが必要です。

② 商業サービスにおける接遇

対人サービスのスキルは、商業サービスにおいては絶対とされています。その要素を模範としたいと思います。

③ 報奨考課制度の意義

具体的な方法として、職員の日々の行動をチェックする「報奨考課制度」を行います。考課内容は、「社会人のモラル」「職業的社会スキル」「介護分野のコミュニケーション」です。

(3) 地域貢献事業の“見える化”

法人全体として、現状を把握するとともに、人的、物的、金銭的な状況を把握し、外部への発信ができるよう、貢献内容の“見える化”をはかります。

① 萱垣会理念による活動の継続

萱垣会の地域貢献の現状は、エリアごとに課題が発生した際に発生対応方式で行っています。社会的課題は想定外の事象も少なくなく、今後も発生対応方式で実施していきます。

② 非営利法人の社会貢献活動

営利法人の社会貢献は、「設備投資、株主配当、従業員満足」です。非営利法人の社会貢献は、「事業拡大、社会貢献、職員満足」です。（「顧客満足」は使命）

散発的な対応に留まっている貢献活動を、事業としてシステム化していくことを目指します。

③ 地域包括ケアの基盤形成

地域包括ケアシステムは、医療、介護、福祉の連携を目指しています。また、そのネットワークから外れる社会的課題を貢献活動によって救済することもねらいのひとつです。予算的措置も講じられることから事業の拡大を行っていきます。

Ⅲ 事業別の行動計画

第1 施設サービスの事業方針

1 養護老人ホーム

地域社会で支えることのできない「社会的な援護を要する高齢者」を受入れ、その生活を支援することを使命としている。

社会保障制度の充実により、従来の「低所得の高齢者向けの住まい」としての役割は、大きく縮小し、現代の役割は、①介護ニーズへの対応、②自立を支援するためのソーシャルワーク機能の強化、③地域での自立を支える拠点となることが求められている。

従来の収容を目的とした施設から、特別養護老人ホームの入所対象外の要支援者、27年度から対象外になる要介護1・2の要介護者と、社会的援助を必要とする高齢者に、収容のみならず、①地域移行に向けた「通過型施設」としての役割、②地域の相談や生活支援などを行う役割に変わりつつある。

入所者の地域移行を促進することや、地域での自立を支える拠点となることを念頭に置き、事業運営の整備をはかっていく。

2 養護（盲）老人ホーム

高齢視覚障害者の生活の拠点としての役割を担うため、介護者が視覚障害者への専門的支援技術を取得し、ご利用者の日常生活の充実を支えることを目的とする。

特に慣れた環境にある施設内での個人の生活の自立を支援することと、小さな社会である施設内で社会的な行動をすることで、「自己有用感」を得るための支援（グループワーク）をすることが最も重要な専門性となる。

また、視覚障害の上にも要介護状態となった場合でも、両方の技能を持った介護者が支援できるよう「特定施設入所者生活介護制度」を使い、看取りケアを行い、視覚障害者の終の棲家となる役割をはたす。

3 特別養護老人ホーム

「食事」「入浴」「排泄」の介護をすることがケアの中心となっていた旧来のサービス提供体制から、全人的ケア（身体的、心理的、社会的支援）を行う総合的支援を行うことが使命となっている。

従来型多床室の施設においても、ユニット型施設のサービス提供体制である「小グループ個別対応ケアを基本にサービス提供体制を整えていく。また、多様なニーズを持つ方々が対象となってきたことを踏まえ、以下の視点、技能を高めていく。

- ① 個別サービスを軸としたグループケア
- ② 認知症の専門的ケア
- ③ 生活モデルとしてのリハビリテーションの実施
- ④ 医療必要度の高い利用者への対応
- ⑤ ターミナルケア（看取り介護）の実践

第2 在宅サービスの事業方針

1 短期入所

短期入所は、在宅生活の継続をする上で重要であり、必要不可欠なサービスとなっている。いくつかの役割がある中で、現在、最も機能しているのが、ご家族の「レスパイト（休息）」としての役割である。

本来の目的は、在宅介護で不足するケアを専門性のある介護者が補うことで、ご利用者自身の心身の「トリートメント（整える）」を行って、在宅にもどることであり、今後この役割は重要な位置付けになっていく。

また、特別養護老人ホームのベッドが不足する中で、「施設入所の待機場所」という役割も担っており、このことによって、緊急時の受入れ機能への影響も出ている。

環境が整わない状況にあるが、本来の目的と役割を見失うことなく、実態との共存を目指していく。

2 通所介護（デイサービス）

通所介護に求められる機能は、①認知症の方への支援機能、②医療必要度の高い方への介護機能、③心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行うリハビリ機能の3つに分類されている。

前者の2つ、認知症の方、医療必要度の高い方への支援は、介護の専門性を高めていくことが必要であり、研修や資格取得などによって、技能の向上を目指していく。

最も変革が求められている「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行うリハビリ機能」については、事業所ごとに特色を持つことが求められている。

永らく「来客的」なサービスが続けられてきたが、求められているのは、「参加型」のサービスで、「生活行為力」を高めるために、「食事や掃除」をご利用者自身が行うこと、「人のため」の行為で「自己有用感」を得ることが、最も重要なサービスとなる。新たなサービス体制について、変革を進めていく。

3 訪問介護（ホームヘルプ）

在宅生活を継続する上で、最も重要な支援であり、訪問看護、通所介護、短期入所との連携、ご家族やインフォーマルサービス、地域の支援サービスを組合せることによって成立する地域包括ケアの実現の鍵となるサービスである。

主に要支援、要介護1・2の方に対する生活支援と要介護3以上の方への身体介護の2つが大きな柱となる。

要介護3以上の方への支援は、24時間対応や定期巡回・随時対応型訪問介護のサービスが不足する状況では、困難な局面もあるが、ご家族の協力を得ながら在宅生活が継続していくよう最大限の努力をして行く。

将来、在宅のサービスメニューが充実し、地域包括ケア体制が整うまでの間、制度外のサービスも積極的に行い、地域の方の在宅生活を支えていくよう努めていく。

4 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

利用対象者を認知症の方に特化し、小グループで、個人のライフスタイルの保障を最大限、求めていくことを目的としている。

認知症の方に対するケア、①認知症の疾患形態による特性の理解、②認知症の発するシグナルの理解、③認知症の心理に対する共感等、専門的な技能が求められる。

また、重介護ケアが必要になった場合でも、終末期の看取りが必要になった場合でも、隣接する特別養護老人ホームの人的、物的機能を活用していくことや、医療機関と連携していくことによって、小規模施設の弱点を補い終の棲家としての役割をはたしていく。

5 居宅介護支援事業所（ケアプラン）

要介護状態になった方の自立支援に向けて、必要な医療・福祉・介護サービスを適正に組合せ、効率的に提供されるようマネジメントすることが目的とされている。

ケアプランの作成にあたって、介護サービスのみ組合せに留まらない、医療・福祉を含めた総合的なケアプラン作成を目指していく。

また、ニーズの把握と必要な支援の抽出には、情報収集と適正なアセスメントの能力が不可欠になるため、ケアプランの内容に関する点検を行い、技能の向上をはかり、専門性を高めることでサービスの向上を目指していく。

6 保育所

イ【保育理念】

生きる力の基礎（心身共に）を身につけ、自分を輝かせて社会で活躍できる人として育つ

ロ【目指す子ども像】

- ① 健康な体で意欲的に遊べる子ども
- ② 思いやりのある子ども、優しい子ども
- ③ 規律ある生活態度、生活習慣を身につけた子ども
- ④ 自分で考え、判断、表現し行動できる子ども
- ⑤ すべての「いのち」を大切にする子ども
- ⑥ 食に興味をもち、美味しく食べる子ども

第二章 組織

I 萱垣会の組織統治（ガバナンス）の方針

第1 統治（ガバナンス）の方針

1 事業の組織構成

(1) 4つのエリア

飯田市、阿南町、下條村、中津川市の4つの地域（エリア）に、施設サービスを中心とした複数の在宅サービスを持つ多機能なサービス提供体制を構築し、包括的なサービス提供が行えるよう構成する。

(2) 個々のエリア

個々の地域（エリア）の事業体は、独立した運営能力を持ち、それぞれの地域特性に合わせた介護・福祉サービスの提供を行う。

(3) エリアの共同

4つの地域（エリア）の事業体は、共通する事務を共同で行い、①業務の省力化、②事務の相互干渉、③サービスの標準化、④人材の育成等が、円滑、且つ効果的に行われるよう協同する。（広域連合のようなイメージ）

2 本部機能

萱垣会全体の事業方針の決定、各エリアの業務遂行状況の確認、各エリアへの事務的支援を行う。

また、将来に向けた人材確保の基盤整備、職員の処遇改善に向けた取組み、透明性を目指した広報活動を行う。

II 評議員、理事、監事の責務

第1 評議員会

1 評議員会の役割

評議員会の役割は、旧社会福祉法では意見を答申する諮問（しもん）機関であったが、改正法では重要事項の決議をする議決機関に変更された。評議員会は、理事会への牽制（けんせい）機能を働かせ、萱垣会の事業運営の透明性の向上をはかることを目的とする組織である。

2 評議員会の運営方針

(1) 公正な義議決

知識、学識、見識、経験、社会規範に基づき、さまざまな角度から意見を述べ、萱垣会の意思決定を行います。

(2) 事業への支援

地域の意見を聴取し、萱垣会と地域とのパイプ役として、相互の理解が深まるよう情報提供するよう努めます。

(3) 地域活性化への共同

地域活性化に向け、お互いの持つ資源を共同して、地域に貢献できるよう新たな取組みを創造します。

3 評議員会の権限

萱垣会定款に規定された重要事項について、議決する権限を持つ。

社会福祉法人萱垣会定款（抜粋）

（権限）

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分
- （8）社会福祉充実計画の承認
- （9）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

新社会福祉法（抜粋）

（評議員会の権限等）

第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。

- 2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十四条から第百八十六条まで及び第百九十六条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 評議員会の日程

- （1）日時 平成30年6月28日（木）午後1時30分から
- （2）場所 萱垣会本部会議室

5 評議員の状況

- （1）定員 7名
- （2）選任 平成29年1月30日（月）評議員選任・解任委員会にて選任
- （3）任期 平成29年4月1日から選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

氏名	役職等
① 伊藤 昭和	(株)フルタヤ椎茸会長
② 曾我 隆夫	元中津川市神坂区長会長
③ 花田 百恵	はなた社会福祉士事務所長
④ 斉藤 博人	弁護士
⑤ 夏目 佳春	夏目光学(株)会長
⑥ 多田 雅幸	鼎地区民生児童委員協議会長
⑦ 宮島 栄一	元下條村役場福祉課長

別紙資料（評議員の略歴）

1 伊藤昭和（評議員）

(1) 略歴・役職

- ① フルタヤ椎茸（株）代表取締役社長・取締役会長
- ② 阿南町商工会長
- ③ 飯田信用金庫非常勤理事

(2) 社会福祉に係る略歴

- ① 社会福祉法人萱垣会理事・評議員（平成 22 年）

(3) 選出理由

社会福祉法人の理事・評議員を務め、介護、福祉の見識が深く、地域の実情に詳しく地域の信頼も厚い。また、会社経営の実績から金融機関の信用も絶大である。

(4) 利害関係等の確認

① 欠格事由の有無	なし
② 兼務条項の有無	なし
③ 特殊管権者の有無	なし
④ 暴力団関係者排除条項該当事項	なし

2 曾我隆夫（評議員）

(1) 略歴・役職

- ① 元神坂区長会長

(2) 社会福祉に係る略歴

- ① 社会福祉法人萱垣会評議員（平成 24 年）
- ② 特別養護老人ホーム広濟寮第三者委員（平成 25 年）

(3) 選出理由

社会福祉法人の評議員、第三者委員を務め、介護、福祉の見識が深く、利用者の立場に立った視点を持ち、また地域の意見調整の重要なかなめとなっている。

(4) 利害関係等の確認

① 欠格事由の有無	なし
② 兼務条項の有無	なし
③ 特殊管権者の有無	なし
④ 暴力団関係者排除条項該当事項	なし

3 花田百恵（評議員）

（1）略歴・役職

- ① はなた社会福祉士事務所長

（2）社会福祉に係る略歴

- ① 特別養護老人ホーム介護士勤務経験
- ② 知的障害者更生施設相談員勤務経験
- ③ 保育所保育士勤務経験
- ④ 社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士資格
- ⑥ 社会福祉法人萱垣会評議員（平成 27 年）

（3）選出理由

高齢者介護、障害者支援、保育の直接処遇者としての経験があり、現在は社会福祉士として独立した事務所を経営し相談援助にあたっている。社会福祉分野に広範に精通している。

（4）利害関係等の確認

① 欠格事由の有無	なし
② 兼務条項の有無	なし
③ 特殊管権者の有無	なし
④ 暴力団関係者排除条項該当事項	なし

4 斉藤博人（評議員）

（1）略歴・役職

- ① 第二東京弁護士会所属弁護士
- ② 最高裁判所司法研修所勤務
- ③ 税理士

（2）社会福祉に係る略歴

- ① 社会福祉法人顧問弁護士

（3）選出理由

社会福祉に係る司法経験が多数、介護施設のリスクマネージメントに係る講演経験が多数。社会福祉法人に法令遵守やリスクマネージメントの視点から、専門的な助言、指導を行っている。

（4）利害関係等の確認

① 欠格事由の有無	なし
② 兼務条項の有無	なし
③ 特殊管権者の有無	なし
④ 暴力団関係者排除条項該当事項	なし

5 夏目佳春（評議員）

（1）略歴・役職

- ① 夏目光学（株）会長
- ② MFS総合研究所取締役専務・監査役

（2）社会福祉に係る略歴

- ① 通信、医療、航空、宇宙関連など光学素子製造
- ② 地域農業の活性化事業
- ③ 飯田市教育委員会の児童育成事業

（3）選出理由

地域農業の活性化事業や児童育成事業「おもしろ科学工房」に参画するなど、自社事業以外の分野で地域の活性化に努めている。経済産業省「元気なモノ作り中小企業300社」に選定されている。

（4）利害関係等の確認

① 欠格事由の有無	なし
② 兼務条項の有無	なし
③ 特殊管権者の有無	なし
④ 暴力団関係者排除条項該当事項	なし

6 多田雅幸（評議員）

（1）略歴・役職

- ① 長野県飯田長姫高等学校
- ② 飯田工業高等学校

（2）社会福祉に係る略歴

- ① 県地区民生児童委員協議会長

（3）選出理由

民生委員の代表として、地域の要援護者の状況を広く把握している。介護サービス利用者や保育サービス利用者、またその家族を含めた声を反映できる立場にある。

（4）利害関係等の確認

① 欠格事由の有無	なし
② 兼務条項の有無	なし
③ 特殊管権者の有無	なし
④ 暴力団関係者排除条項該当事項	なし

7 宮島栄一（評議員）

（1）略歴・役職

- ① 下條村役場振興課課長・福祉課長
- ② 特定非営利活動法人ひなた 共生ホームひなたぼっこ勤務

（2）社会福祉に係る略歴

- ① 特定非営利活動法人ひなた 共生ホームひなたぼっこ
- ② 下條村役場福祉課長

（3）選出理由

長く福祉行政に携わり、地域福祉の実情や福祉制度に精通し高い調整力が評価されている。現在は介護現場に勤務し、現場の実情も把握している。

（4）利害関係等の確認

① 欠格事由の有無	なし
② 兼務条項の有無	なし
③ 特殊管権者の有無	なし
④ 暴力団関係者排除条項該当事項	なし

別紙資料（評議員の選任条項）

欠格事由（改正社会福祉法第 40 条第 1 項）

- ① 法人（同項第 1 号）
- ② 成年被後見人又は被保佐人（同項第 2 号）
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 3 号）
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 4 号）
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第 5 号）

兼務の禁止（改正社会福祉法第 40 条第 2 項）

評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない。

特殊関係者

- ・ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第 40 条第 4 項及び第 5 項）。
- ・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 2 条の 7 及び第 2 条の 8）。
 - ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
 - ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）※ 業務を執行する社員を含む。
 - ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）※ 業務を執行する社員を含む。
 - ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員
※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人
 - ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

第3 理事会

1 理事会の役割

理事の合議体である理事会において法人・施設の経営方針を立て、事業計画や予算等の法人の重要な方針決定を行います。

萱垣会の理事会は、法人の理念である「一隅を照らす」の精神に則り、定款に定める目的、経営の原則に沿って、方針の決定を行いません。

社会福祉法人萱垣会定款（抜粋）

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（権限）

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

新社会福祉法（抜粋）

（理事会の権限等）

第四十五条の十三 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 社会福祉法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
- 六 第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

(理事等の説明義務)

第四十五条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2 理事会の運営方針

(1) 内部理事

福祉、介護の専門知識と事業経営に係る知識を導引して、萱垣会の各事業に係るサービス提供の方針、経営方針に沿って事業の執行を行います。

(2) 外部理事

広範な知識、学識、見識、経験、社会規範を基に適正な経営ができるよう、さまざまな角度から意見を述べ、萱垣会の目的とする事業経営について責任ある合議を行ないます。

3 理事会（役員会）の開催日程

日程	会議	議題
6月13日(木)	第1回役員会	事業報告案の作成 決算報告案の作成 評議員会議題の決定 サービス提供体制の確認
6月28日(金)	(定時評議員会)	
7月23日(火)	第2回役員会	第1期収支報告(概況) 地域貢献活動計画の承認 財務規律の方針の決定
10月24日(木)	第3回役員会	第2期収支報告(概況) 満足度調査の報告 防災対策の計画の見直し
1月21日(火)	第4回役員会	第3期収支報告(概況) 事業活動の法令改正の確認 労務管理の法令改正の確認 満足度調査の対応の報告
3月27日(金)	第5回役員会	決算見込み(概況) 規程類の改正の決定 事業計画案の決定 予算計画案の決定 次年度の主な人事 次年度の高額な事業の承認

4 理事の状況

- (1) 定員 6名
(2) 選任 平成 29 年 6 月 13 日開催の評議員会にて選任
(3) 任期 平成 29 年 6 月 13 日から選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

名前	生年月日	住所	代表権の有無	備考
1 萱垣光英	昭和 27 年 3 月 24 日	飯田市鼎上山 1724	有	理事長
2 東海林真	昭和 36 年 7 月 11 日	飯田市長野原 792 - 2	無	常務理事
3 橋本幸二郎	昭和 43 年 9 月 21 日	飯田市知久町 3-36	無	
4 須山あさよ	昭和 30 年 11 月 4 日	中津川市落合 171-3	無	
5 萱垣憲英	昭和 54 年 3 月 17 日	飯田市鼎上山 1677-2	無	
6 福岡恵子	昭和 30 年 12 月 4 日	飯田市鼎上山 2692-8	無	

第4 監事

1 監事の役割

監事は、理事会、評議員会の遂行が円滑に行われる事を監視するため、理事会、評議員会に参加する。また、監事の立場から意見を述べるものとします。また、定期監査を実施し、確実な業務を確認します。

社会福祉法人萱垣会定款（抜粋）

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも 理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

新社会福祉法（抜粋）

（監事の職務）

第四十条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。

2 監査の運営方針

決算監査、定期監査、随時監査によって、業務の執行が適切に行われていることを確認します。定期監査は、各事業所の担当者から、報告を受け法令に沿った執行を確認することとします。

3 監事の状況

- (1) 定員 4名
- (2) 選任 平成29年6月13日開催の評議員会にて選任
- (3) 任期 平成29年6月13日から選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

氏名	生年月日	住所	備考
1 安静章雄	昭和26年11月21日	飯田市上殿岡370-4	
2 鷲山芳照	昭和17年10月11日	飯田市龍江6822	

3 福澤邦子	昭和 17 年 10 月 31 日	飯田市北方 2620-1	
4 原 久	昭和 29 年 4 月 30 日	飯田市上郷黒田 2091-3	

4 監査の開催日程と内容

日程	定期監査	監査項目
6 月 6 日 (木)	決算監査 1 日目	前年度の会計関連の監査
6 月 13 日 (木)	(役員会)	
6 月 28 日 (金)	(評議員会)	監査報告書の提出
7 月 23 日 (火)	第 1 回定期監査	第 1 期事業活動の確認 (稼働率・人件費比率) 事業所の運営基準の確認 (配置基準の確認) 介護報酬請求の確認 (加算要件)
10 月 24 日 (木)	第 2 回定期監査	第 2 期事業活動の確認 (稼働率・人件費比率) 事業所の運営基準 (必須委員会の開催状況) 防災管理体制の確認 (防災検査の実施状況) 外部監査報告の確認 入札の実施報告の確認
1 月 21 日 (火)	第 3 回定期監査	第 3 期事業活動の確認 (稼働率、人件費比率) サービス向上体制の確認 (苦情、事故、身体拘束) 外部監査報告の確認 入札の実施報告の確認
3 月 27 日 (金)	第 4 回定期監査	第 4 期事業活動 (見込み) の確認 (稼働率、人件費比率) 事業所の運営基準の確認 (必須委員会の開催状況) 防災管理体制の確認 (防災訓練の実施状況) 外部監査報告の確認 入札の実施報告の確認

第5 法人の組織

		萱垣会組織図				
		意思決定	経営実施	事業実施	施設	在宅
議決 機関		評議員会 (7人)				
執行 機関		理事会 (6人)	エリア長会 (5人)	代表者会 (18人)		
本部				本部事務局 事務局長 萱垣光英		
事業所				飯田エリア エリア長 萱垣充英	2施設	4事業所
				阿南エリア エリア長 萱垣憲英	1施設	3事業所
				下條エリア エリア長 東海林真	2施設	4事業所
				中津川エリア エリア長 須山あさよ	1施設	5事業所
監査		監事会 (4人)	法令遵守会 (5人) 責任者 萱垣光英	飯田エリア (副法令遵守責任者) エリア長 萱垣充英		係1名
				阿南エリア (副法令遵守責任者) エリア長 萱垣憲英		係1名
				下條エリア (副法令遵守責任者) エリア長 東海林真		係1名
				中津川エリア (副法令遵守責任者) エリア長 須山あさよ		係1名
保育所 児童館				鼎あかり保育園	園長 福岡恵子	
				鼎あかり児童クラブ	館長 桜井良子	

第三章 事業所の運営管理

I エリア長・施設長・管理者等の責務

第1 エリア長会の役割

エリア長会は、法人の経営が円滑に運ぶよう以下の事項に関して協議する。あわせて法令遵守管理者会議（法令遵守副責任者会議）の責を負う。

1 法令遵守

福祉、介護は社会サービスであることから法令が綿密に作られており、法令を遵守することが直接サービスの品質の向上につながる。萱垣会では、法令遵守に努めることで品質の向上に努めることを目標とする。

法令遵守管理者は、法令遵守の方法について、企画、立案し法令に基づき経営が適正に行なわれるよう管理する。

2 エリアの経営管理

高い稼働率は、背景に質の高いサービスがあつてこそ達成される。営利目的の稼働率の確保ではなく、品質を保持した事業所チームの総合力の結晶と位置づけ、稼働率の向上に努める。

稼働率を軸とした、人件費等の経営分析により、状態を把握し円滑な経営が行われるよう管理する。

3 職員の育成

円滑な経営は、顧客満足と経営者満足、職員満足の3つから成り立つ。職員の満足が得られるよう、待遇、賃金等を就業規則、給与規程を軸として、充実、改善を行なう。特に今年度はキャリアパスの構築、報奨考課の構築について、検討を重ねる。

4 その他

経営主体である理事会に対して、経営判断ができるよう、判断材料となる材料、また資料を揃え、意見を付して立案、提案をする。

第2 エリア長会の主管事業

1 着任式

- (1) 目的；新任職員の社会人生活のスタートを祝して執り行う。
- (2) 日程；平成31年4月1日（月）
- (3) 場所；萱垣会本部会議室

2 新任職員研修（2回）

新任職員及び採用1年未満の契約職員に対して、萱垣会の理念、職員としての意識を習得することを目的として実施する。

前期	基礎研修	5日間	3月
後期	居士林研修	2日間	7月

3 職員採用試験

新規卒業者に対し求人を行うとともに、正規職員として将来を期待できる能力があるかを審査する。本年度においては、失業率が高い社会情勢から新規卒業3年未満の者に対しても新規卒業者としてあつかうこととする。

(介護事業部)

試験	日程	備考
第1回新規採用試験	7月26日(金)	
第2回新規採用試験	9月30日(月)	
第3回新規採用試験	12月6日(金)	
第4回新規採用試験	2月7日(金)	2、3回の状況により

(保育事業部)

試験	日程	備考
第1回新規採用試験	7月3日(水)	
第2回新規採用試験	8月29日(木)	

4 正規登用試験

非常勤職員の中で、一定の条件を満たし、正規職員への登用を希望する者に対して、正規職員としてふさわしい能力があるかどうかを審査する。

試験	日程	備考
正規登用試験 介護事業部	10月25日(金)	必要がある場合
正規登用試験 保育事業部	10月10日(木)	必要がある場合

5 中途採用試験

必要がある場合に限り実施

6 新任職員研修

日程	担当	備考
2020年3月9日(月)	萱垣会本部 あかり保育園	
10日(火)	広済寮	
11日(水)	赤石寮	
12日(木)	光の園	
13日(金)	ゆめの郷	

7 エリア長会名簿

エリア長会は、萱垣会の4つのエリアのエリア長で構成する。ただし、必要に応じて、施設

長、本部事務局、経理課長の参加を求めることができる。

エリア名	氏名	備考
飯田エリア	萱垣 充英	ゆめの郷施設長
阿南エリア	萱垣 憲英	赤石寮施設長
下條エリア	東海林 真	光の園、第二光の園施設長
中津川エリア	須山あさよ	広済寮施設長

8 その他

萱垣会の各エリアは、施設を中心として複数の在宅サービスを総合的に提供できる体制をとっている。各エリア長は、地域包括ケアシステムにより地域を支えることを念頭に置き、各事業所の経営、連携が円滑にはかれるよう努めなければならない。

第3 代表者会議（法令遵守担当会議）の運営方針

1 代表者会の在り方検討

平成30年度中に、代表者会議（法令遵守担当会議）の在り方を検討する。

2 代表者会の役割

代表者会は、法人の経営が円滑に運ぶよう以下の事項に関して協議する。あわせて法令遵守担当会議の責を負う。

（1）法令遵守

福祉、介護は社会サービスであることから法令が綿密に作られており、法令を遵守することが直接サービスの品質の向上につながる。萱垣会では、法令遵守に努めることで品質の向上に努めることを目標とする。

法令遵守担当者は、エリアに属する事業所の法令遵守担当者と協同して、法令遵守に係わる監督を行い、代表者会において法令遵守が適切に行なわれているか相互干渉する。

（2）サービス管理

事故対応、苦情対応、稼働率管理、キャンセル管理等、適正に事業運営が進められているかを相互に確認する。併せて、事故再発防止のための検討を行う。

また、サービス評価事業を行う他、今年度は顧客満足度について、アンケート、聞き取り等により顧客満足度調査の実施を実施する。

（3）営業活動

社会サービスである福祉・介護事業において、最も効果のある営業活動は“信頼の置ける事業所”になることである。信頼のおける事業所になるためには、整ったサービスを提供することはもちろんのこと、利用者様に対しても、連携する事業所に対しても「連絡」と「報告」を確実に行うことである。

萱垣会では、広告、広報活動より、まず“信頼の置ける事業所”になるよう、「連絡」と

「報告」に重点を置くこととする。

(4) 事業所の経営管理

エリア長会から提出される経営分析により、各事業所の経営状態を把握し、所属するエリア内の事業所に経営状況を伝達して、円滑な経営がはかれるよう検討する。

(5) その他

代表者会における伝達事項を、所属するエリアの職員に伝達する。

3 代表者会の主管事業

日程	会議	概要
6月18日(火)	第1回代表者会	第三者委員会合同満足度調査会議
8月20日(火)	第2回代表者会	第三者委員会合同満足度調査会議

第三章 組織の運営管理

第1 サービスの検証の方針

1 ケアプランのモニタリングのチェック

ケアプランの重要性が理解されながらもケアプラン中心の介護にならない現実には、多くの事業所で抱える悩みとなっています。このため、24時間シートの作成などの技能向上活動や実地指導の重要ポイントとする活動が行われており、機能不全が続けば施設ケアマネージャーの廃止という意見も出されている状況です。

ケアプランの質の確認、介護の実施状況の確認ができるモニタリングの部分を事業所内でチェックするシステムの構築が必要となっています。チェックの方法について、実例が少ないので法人独自に検討したいと考えます。

2 満足度調査・サービス評価・苦情窓口等による検証と改善

サービス向上の方法は、「研修などの教育」「苦情・要望への改善」「実施状況の確認」の3つの要素が必要になります。

これまで、実施してきた満足度調査とサービス評価事業を「サービスの検証」に位置づけ、単にその事例の解決にとどまらず、その事例の背景を探り、研修、会議を通してサービスの向上につなげます。

苦情・要望を重要な資源とするためにも公表の方法を検討したいと考えます。

苦情の受付機関

- ① 意見箱 ② ホットライン（苦情担当窓口） ③ 萱垣会第三者委員会
④ 外部苦情窓口（国保連苦情相談窓口） ⑤ 満足度調査 ⑥ サービス評価事業

第2 法令遵守・安全配慮に係る行動計画

1 サービス提供に係る事項

(1) 必須の介護・研修の実施

以下の委員会について、制度上、必須と位置付けられていることから確実な実施とともに報告を行う。

名称	委員会（回数）	研修会（回数）
① 苦情解決委員会	2	—
② 事故防止委員会	2	2
③ 身体拘束廃止委員会	2	2
④ 虐待防止委員会	2	2
⑤ 感染症及び食中毒防止委員会	4	2
⑥ 褥瘡（じょくそう）予防委員会	2	2
⑦ 口腔内吸引、経管栄養委員会	2	2
⑧ 優先入所委員会	3	—

(2) 第三者評価の受審

31年度の受審を目標にマニュアル、要綱の整備を行う。事業所ごとに、担当者、整備時期を計画する。当年度は、その進捗状況について、代表者会でチェックする。

2 運営管理に係る事項

- ① 設備運営の基準について、法令遵守担当を配置しチェックする。
② 介護報酬請求、加算サービス要件、措置費請求について、月次報告書により代表者会（法令遵守会議）に提出しチェックする。

第3 地域公益活動に係る行動計画

1 地域公益活動の実施について

現在、萱垣会で行っている活動を「組織化」、また「仕組みを明確」にした上で、その内容

を公表していく。

さらに、新たに取り組む事業については、市町村、社会福祉協議会等と協議の上、地域の実情に合わせ組織化、仕組みづくりをしていく。

2 地域の関係者との顔つなぎ事業

- (1) 担当者；施設相談員、施設ケアマネ、介護リーダー等
- (2) 目的；地域の実態や現状にやや距離のある施設の相談援助業務職員が地域の状況を把握する。
- (3) 活動内容（ねらい）
地域の関係者が共同して地域を支えていくために、まず顔を合わせることから始め、関係性の構築をする。その中で、必要なニーズの概要を把握する。
- (4) 実施回数；4回以上（同じ関係者でも異なる関係者でも可）
- (5) 報告会を実施する

3 地域の医療・福祉・介護の実態調査

- (1) 担当者；施設相談員、施設ケアマネ、介護リーダー等
- (2) 目的；地域の実態や現状にやや距離のある施設の相談援助業務職員が地域の状況を把握する。
- (3) 活動内容（ねらい）
地域の実態把握のためには、今後、調査を実施し、数的、視覚的な報告が必要になる。単なるアンケートでなく、足を運ぶことを中心に地域の実態を把握できる調査を行う体験をする。
- (4) 実施回数；1回以上（調査内容は任意）
- (5) 報告会を実施する

第4 会計に係る事項

1 収支マネージメント

- ① 収支について代表者会で定期的にチェックし、適正運営と将来に向けた積立を検討する。
- ② 介護報酬報告書については、代表者会（法令遵守会議）に必ず提出する。

2 新会計基準

会計責任者により、当年度より新会計基準による会計方式を導入する。

3 給与支払い、業者支払い事務

会計担当者の相互干渉により、適正な支払い事務を行う。

第5 経営状況の把握

1 経営環境の変化等の適切な対応

全事業所の介護報酬等の月次報告書を作成、代表者会に報告することにより、状況の変化を確認する。

(1) 事業経営をとりまく環境の把握

グリーンプラン策定委員会により、人口推移、高齢化率の変化、地域社会資源等を把握し、地域包括ケアシステムの構築を目指す。

(2) 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組み

施設の稼働率について、月次報告により、各施設が相互干渉によるチェックを行い、入院空床率、入退所空床率の把握によって、効率的なベッド活用を目指す。

在宅サービスについては、事業所担当者により1日の収入報告により、稼働向上の意識を高める。

2 介護報酬請求の管理

- ① 介護報酬請求担当者は、法令遵守責任者の決済を得て、請求事務を行う。
- ② 法令遵守責任者は、毎月、事業所ごとに介護報酬請求一覧表を本部に報告する。
- ③ 法令遵守責任者は、介護報酬請求一覧表とチェック表を法令遵守担当者会議に提出し相互干渉を行う。

3 加算要件等の管理

- ① 介護報酬請求担当者は、加算の要件が複雑なため、要件のチェック表を作成の上、法令遵守責任者の決済を得て、請求事務を行う。
- ② 法令遵守責任者は、加算要件チェック表を作成の上、法令遵守担当者会議に報告する。

4 運営基準の管理

- ① 事業所管理者、相談員、ケアマネ、主任、副主任等、業務上必要となる職種とリーダーは、毎年度当初、運営基準の確認を行う。
- ② 各リーダーは、各職員に運営基準の要点を伝え、運営基準遵守をはかる。

5 人件費比率の分類

人件費比率は、経営状況を把握するための大きな指標である。当年度は以下の方法などで、さらに詳細な分析を行っていく。

- ① 正規職員、契約職員、委託費の分類
- ② 介護職員、間接介護職員（相談員、ケアマネ等）、一般職員の分類
- ③ 賞与、超過勤務手当、その他手当の分類

第6 方針決定のプロセスに係る行動計画

給与改定、満足度調査、第三者評価、事業計画・報告、グリーンプラン等について、各エリアから選出された委員により、委員会を構成し、意見聴取を行いながら方針を決定していく。

第7 人材の確保・養成

1 人事管理体制の整備

「新規採用」「中途採用」「正規登用」の3種類の採用方法により、職員の確保を行う。また、継続可能な方法をさらに検討する。

(1) 必要な人材に関する具体的なプラン

ホームページに採用に関するページを設置、「キャリアイメージ」と「先輩の声」を掲載し、職場のイメージを広報する。

(2) 人事考課の方法

「できない」ことに着目した考課制度ではなく、「できている」ことに着目した報奨考課制度の継続と内容の充実をはかる。

2 処遇改善加算の増額に伴う給与改定について

(1) 給与改定の方針について

職員の就業状況や意向を把握し改善する。

(2) 職員の福利厚生や健康の維持の取組み

委員会のとりまとめにより改善に取り組む。

3 職員の質の向上に向けた体制の確立

以下の①～③について介護キャリア段位プログラムにより、職員の質の向上をはかる。本年度は評価者（アセッサー）の資格取得を行う。

① 職員の教育・研修に関する基本姿勢

② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画の策定

③ 定期的な個別の教育・研修計画の評価・見直し

第四章 その他

第1 実習生の受入れ

実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にし、受入れ体制の整備を行う。

第2 地域貢献の見える化

社会福祉法人の社会貢献事業が義務化される方向にある。社会貢献に対する支出を明確にするよう会計の工夫をする。

また、社会福祉法人の財務諸表のホームページ上の公開が義務付けられることから、社会貢献の額がホームページ上で確認できるように工夫をする。

第3 広報の方針

チラシやホームページを高年齢者自身が直接見る機会は少ないと思われるが、ご家族を通して情報収集のしていることが推察される。過去には利用者様の“口コミ”が、最も信頼性のある情報とされていたが、現在ではホームページのイメージ情報が情報源となっていることも否めない。

また、職員採用に関しても大きな影響があることから、内容の充実をはかりたい。

第4 安全管理

1 介護事故の予防

介護事故を完全になくすことは困難だが、1つでも少なくする気持ちがなければ、事故の数は増えるばかりである。事故の削減を強く強調すると身体拘束へ誘導する恐れもあることから両面から対応する必要がある。

事故の削減、またダメージの軽減を図るためには、安全配慮義務を果たすことが最善の方法となる。

これまでの研修では、一般的な安全配慮義務の理解にとどまっているため、個々のご利用者の安全配慮義務について、ケアプランに掲載するよう進めていきたい。

2 職員事故の予防

職員自身の注意力に期待するだけでは、削減できないので、事業所としての支援が必要である。以下の方法について取り組んでいきたい。

- ① 衛生委員会による啓発活動
- ② 強化週間、月間の設定
- ③ 整理整頓のチェック機能の活用

3 交通事故の予防

公用運転において、運転手の判断にゆだねている部分が多く、負担感もいだいているものと思われる。事業所として、ルールを作成し、事業所全体で安全配慮に取り組むことが必要である。また、運転者保護のための取組みについても検討していきたい。

- ① 「地域版」安全運転マニュアルの作成（安全運転責任者）
- ② 「事業所版」運転者の心得の作成
- ③ ドライブレコーダーの公用車全車装着（全車設置済み）

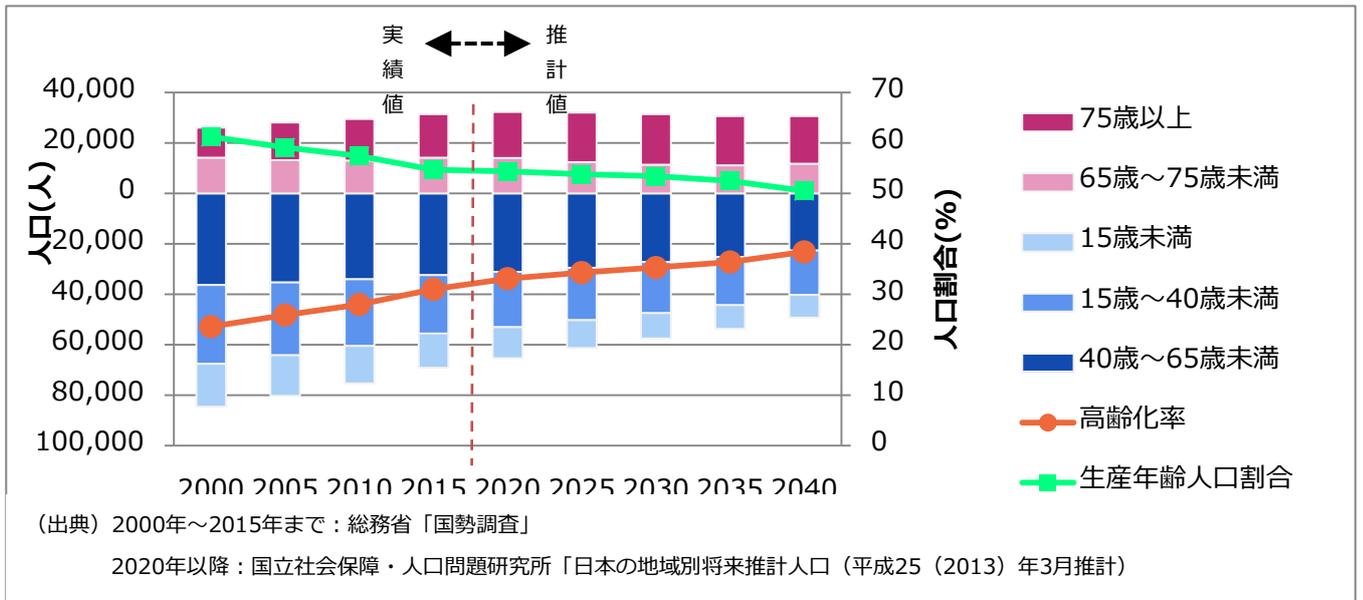
第四章 中・長期計画の概要

I 各地域（エリア）の状況

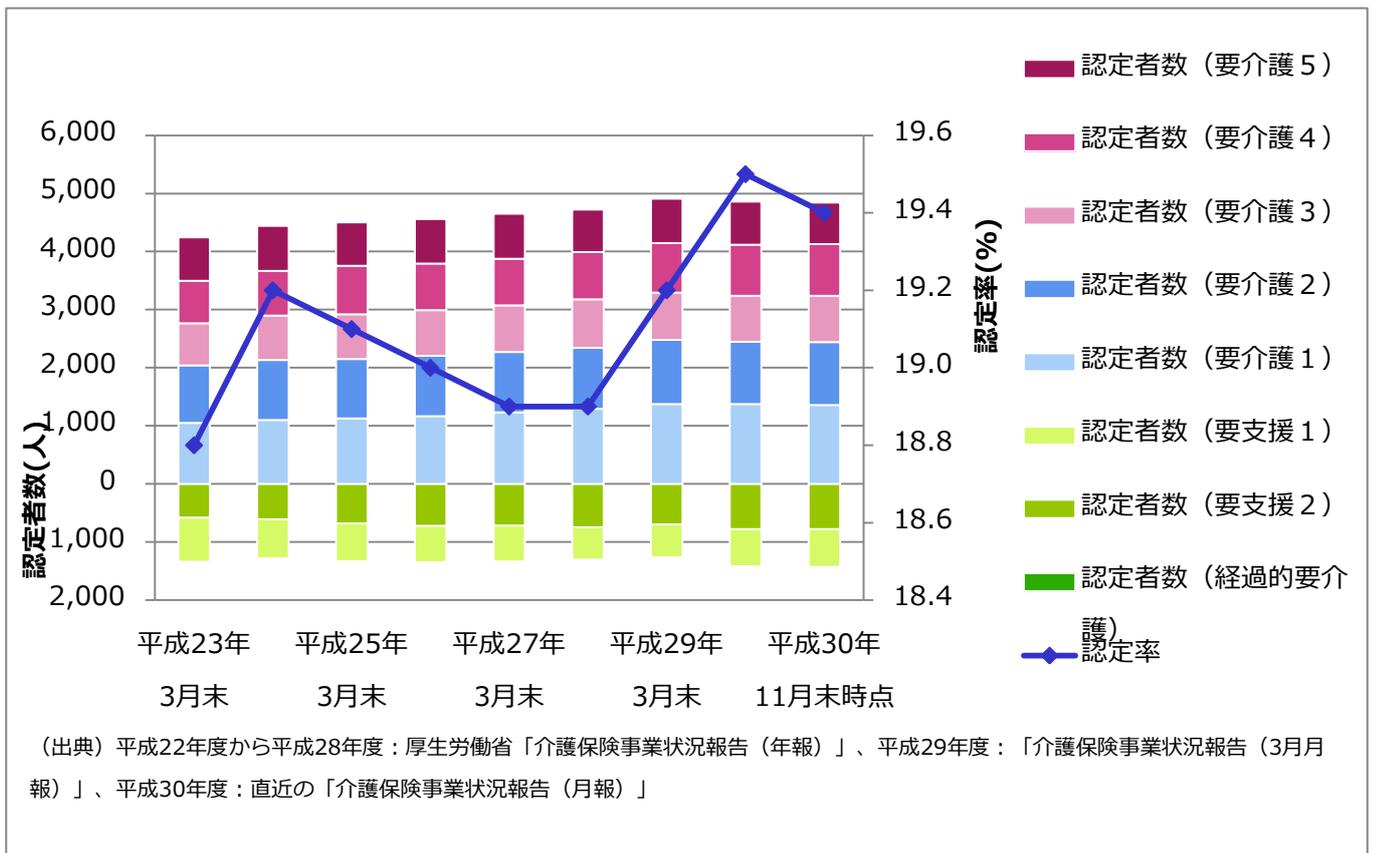
第1 各エリアの状況と課題

1 飯田エリア

(1) 飯田市人口動態

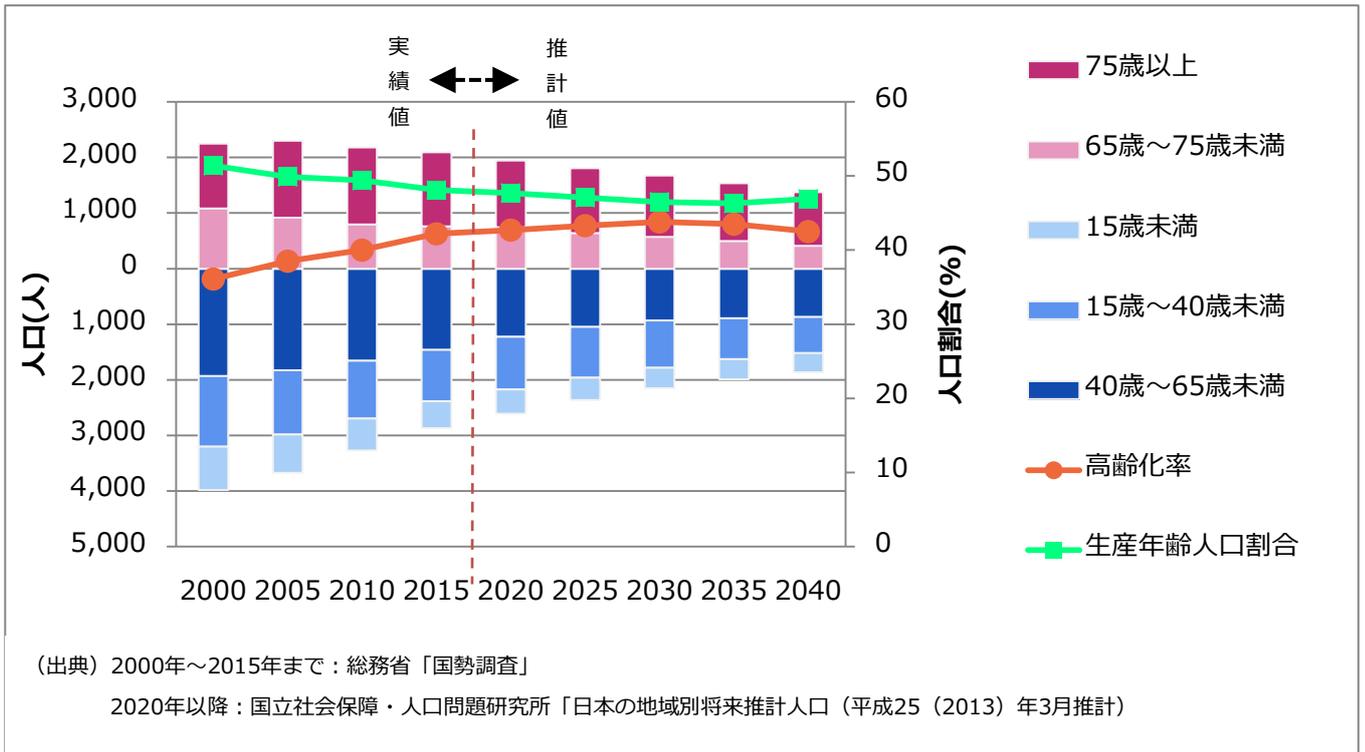


(2) 飯田市要介護者の動態

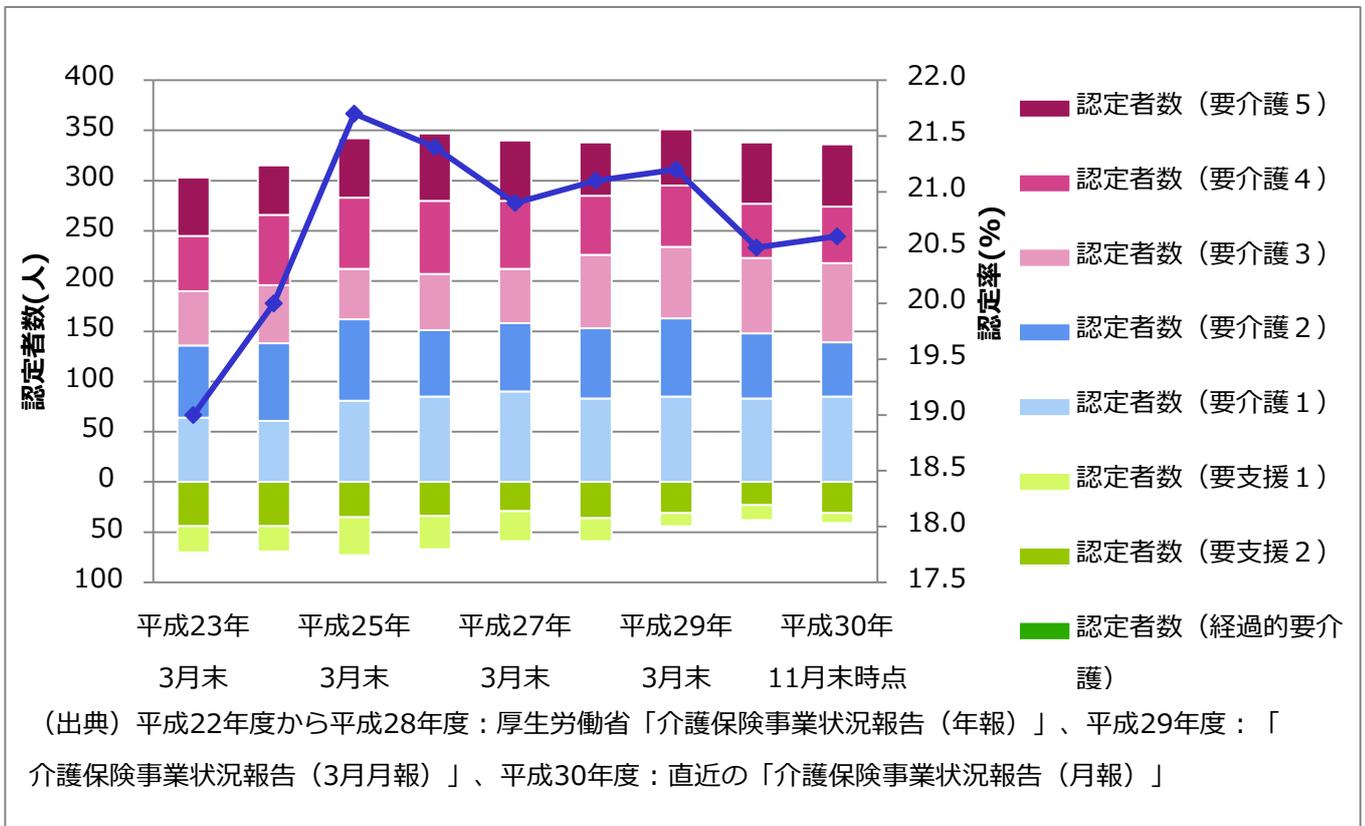


2 阿南エリア

(1) 阿南町人口動態

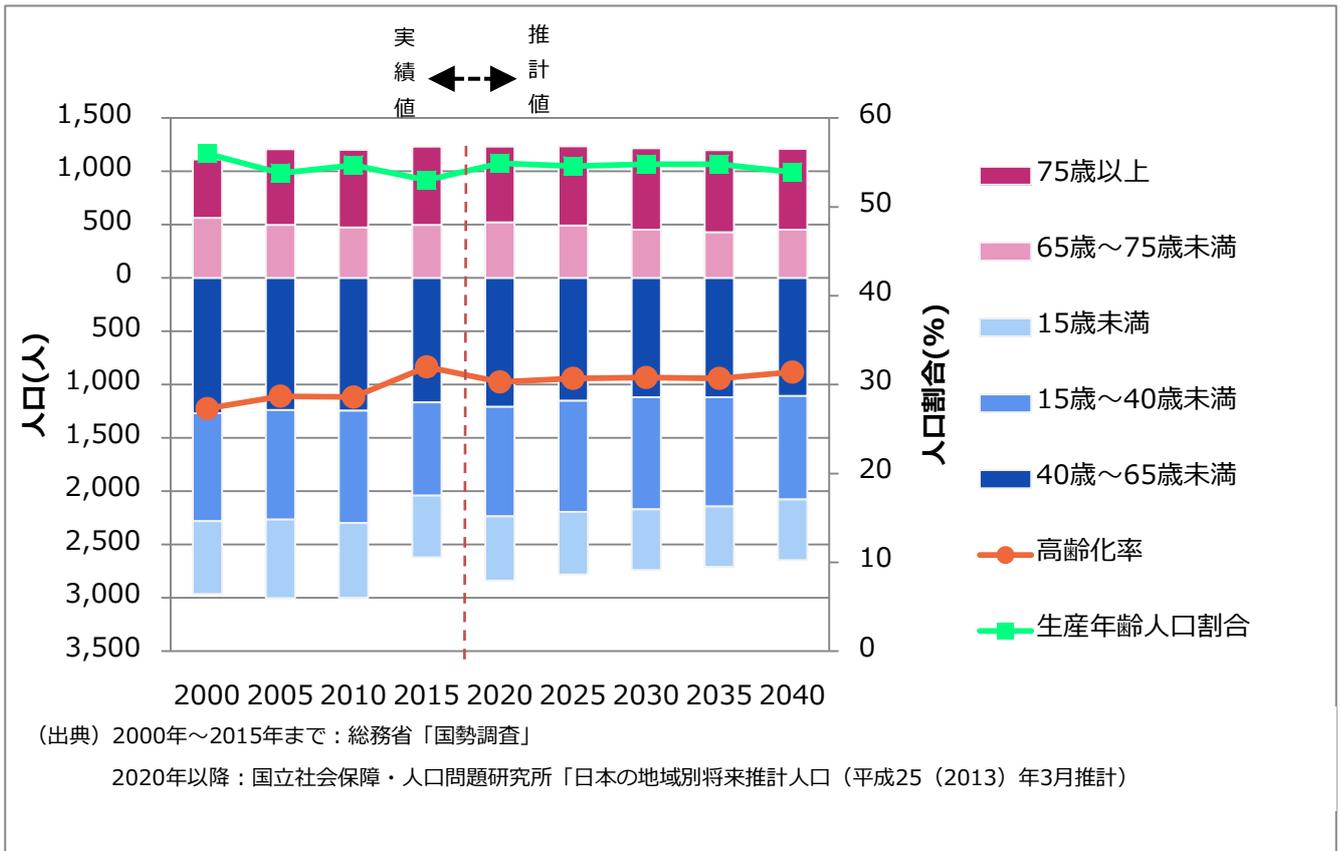


(2) 阿南町要介護者の動態

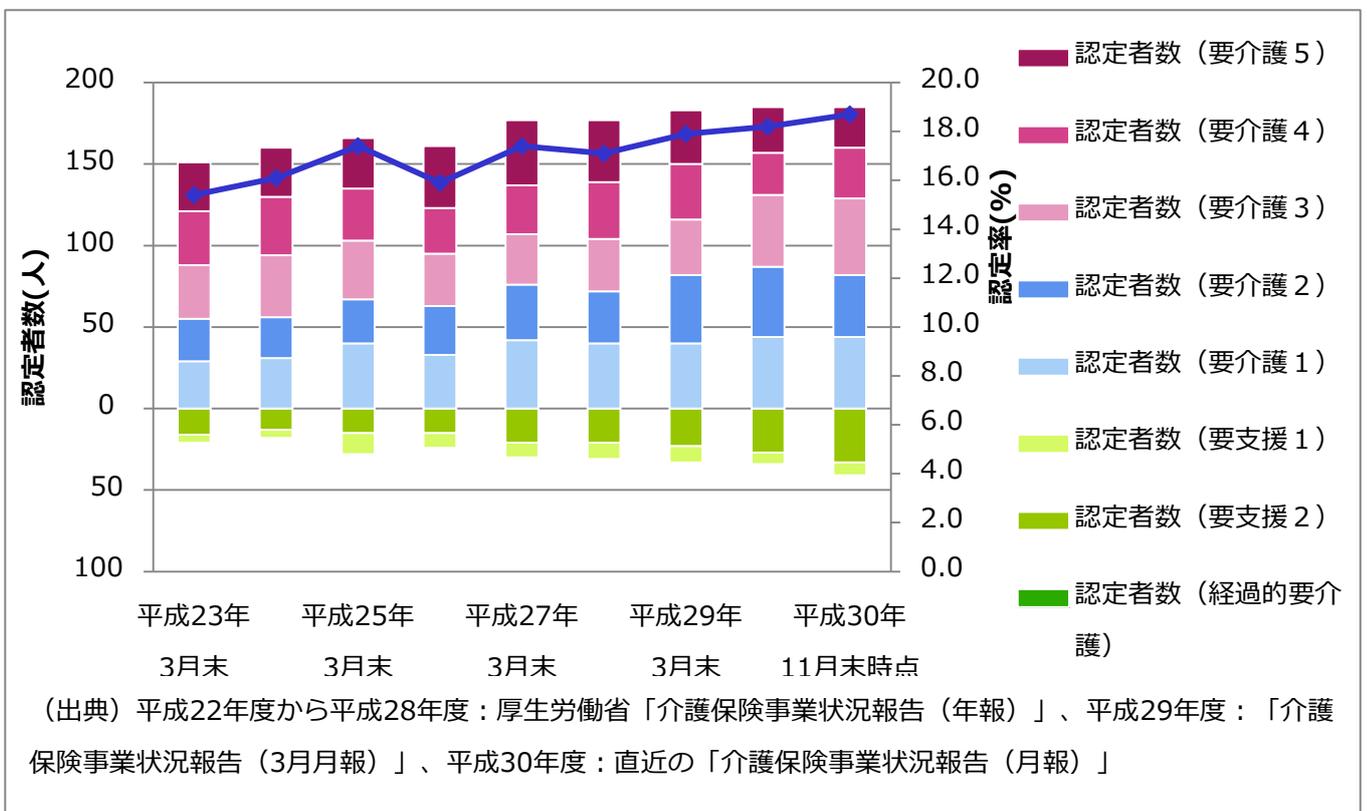


3 下條エリア

(1) 下條村人口動態

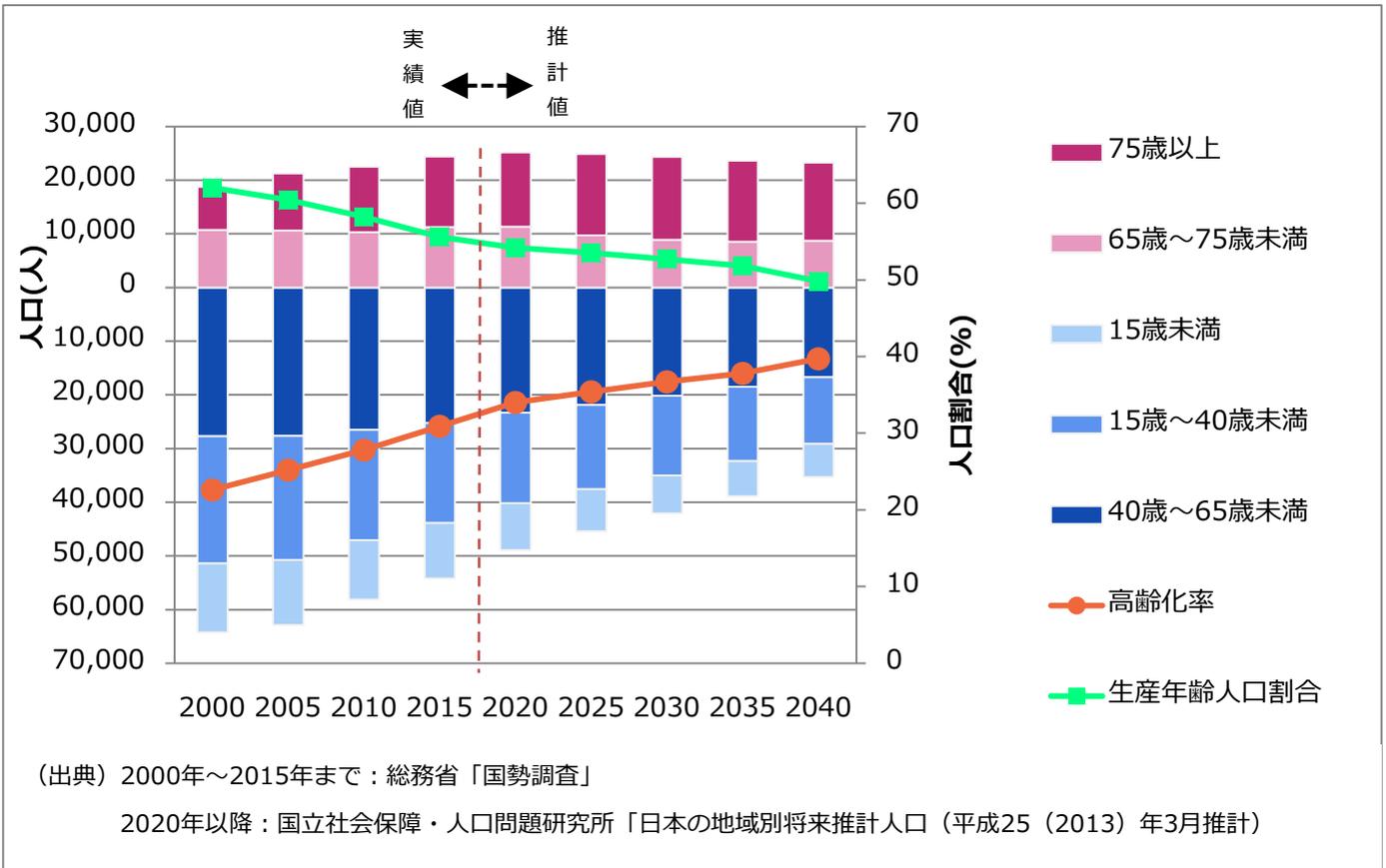


(2) 下條村要介護者の動態

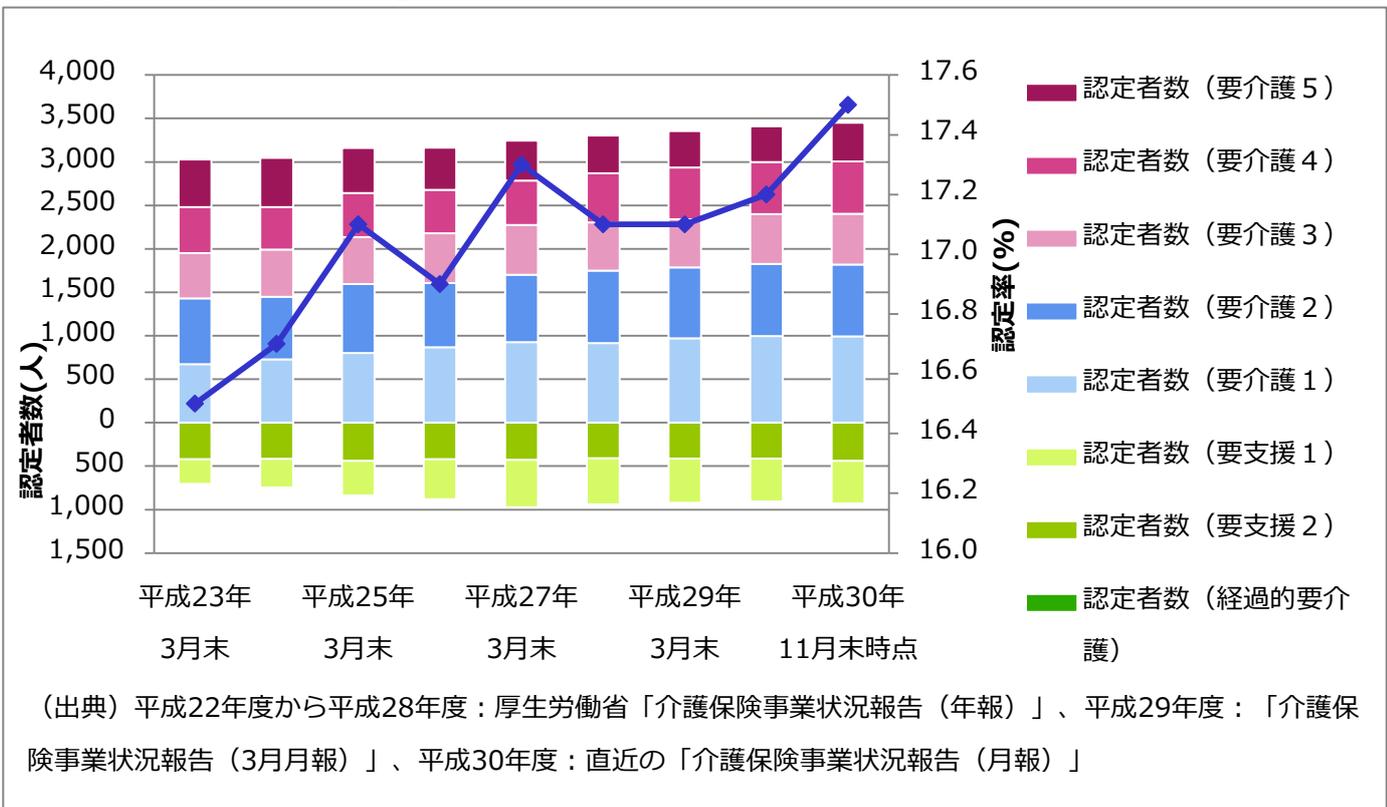


4 中津川エリア

(1) 中津川市人口動態



(2) 中津川市要介護者の動態



II 将来構想（法人）

第2 地域別の行動計画

地域包括ケアシステムの理念（心身の状態が変化しても「住み慣れた地域で生活することを
実現できる仕組み」を造ること）に基づく、地域サービスの在り方について、「萱垣会の地域
包括ケアシステムを踏まえた施設整備等 10 か年計画」（通称「萱垣会グリーンプラン」、以下
「グリーンプラン」という）に基づき、中・長期的な視点に立ちサービス提供の体制を整備し
ていく。

1 グリーンプランの概要

（1）基本思想

「地域包括ケアシステム」の推進を踏まえ、5つの柱である、①医療介護の連携強化、②
介護サービスの充実、③予防の推進、④生活サービスの確保、⑤高齢者住まいの確保、につ
いて、その思想に沿って、サービス提供体制の整備を行っていく。

（2）実施地域

「グリーンプラン」の実施地域は、以下のとおりとする。また、地域の意識を高めるため、
実施地域を明確にすることともにエリア名称を変更する。

現行名称	新名称	実施地域
飯田エリア	飯田エリア	飯田市鼎地区、松尾地区
阿南エリア	阿南エリア	阿南町新野地区
下條エリア	下條エリア	下條村全域
中津川エリア	中津川エリア	中津川市木曾川ゾーン

（3）基本的理解

介護保険制度の思想は、在宅介護の優先で、複数の在宅サービスの組合せで地域生活を支
えようとしてきた。しかし、在宅サービスの組合せだけでは、地域生活の維持が困難な現状
を踏まえ、介護施設を中心とした包括体制を作ることにより方向転換することとしている。また、
医療、福祉サービスとも連携した一体的な提供体制を整備していく。

2 各エリアの方針（概要）

（1）飯田エリア

- 飯田市内のサービス提供の重点地域を鼎地区、松尾地区の2地区とし明確化する。
- 拠点となる介護施設の整備を行い、地域に不足するベッドの拡充を目指していく。
- 鼎地区、松尾地区における、多様な在宅サービスの充実をはかる。
- 両地域の地域包括ケアシステムを形成するための準備を進める。
- 医療機関が近接することのメリットを生かし、医療機関との連携を進めていく。
- 医療必要度の高い要介護者へのサービスの提供が可能となるよう新たな事業形態を研

究していく。

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の医療、福祉に係る方々との連携を強化する体制を整えていく。

(2) 阿南エリア

- 阿南町新野地区を対象地域として明確化する。
- 拠点となる介護施設を中心にデイサービス、ホームヘルプ、グループホーム等を活用して、地域を支える介護体制を整える。
- 短期入所の需要が高いこと、お泊りデイの利用率が高いことを踏まえ、小規模多機能施設の整備について検討していく。
- 生活支援ハウスや介護保険対象者以外の生活支援サービスの提供を通じて、全ての高齢者を支えていく体制を構築していく。
- 人口縮小地域であるが、必要となるサービスは多様であるので、“少量多品種”の体制整備を行い、地域包括ケアシステムを目指していく。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の医療、福祉に係る方々との連携を強化する体制を整えていく。

(3) 下條エリア

- 下條村全域を対象地域として、明確化する。
- 拠点となる介護施設を中心にデイサービス、ホームヘルプ、ショートステイを中心に、地域を支える介護体制を整える。
- 介護保険対象者以外の生活支援サービスの提供を積極的に行い、全ての高齢者を支えていく体制を構築していく。
- 看取りに対する医療体制を整備し、施設での納得いく看取りを実現するよう努める。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の医療、福祉に係る方々との連携を強化する体制を整えていく。
- 養護盲老人ホームの資源を生かし、地域に視覚障害者の理解を深める活動を行い、その延長線上にある福祉、介護の理解者の育成に努めていく。

(4) 中津川エリア

- 中津川市内のサービス提供の重点地域を木曾川ゾーンとし明確化する。
- ゆうらく苑を中心に、多様な在宅サービスの充実をはかる。
- 拠点地域の地域包括ケアシステムを形成するための準備を進める。
- 医療機関が近接することのメリットを生かし、医療機関との連携を進めていく。
- 医療必要度の高い要介護者へのサービスの提供が可能となるよう新たな事業形態を研究していく。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の医療、福祉に係る方々との連携を強化する体制を整えていく。

第五章 エリアの主な事業計画

I	飯田エリア	P 40～P 53
II	阿南エリア	P 54～P 65
III	下條エリア	P 66～P 77
IV	中津川エリア	P 78～P 90
V	保育所	P 91～P 98
VI	児童クラブ	P 99～P 100

I 飯田エリア

第1 サービス目標

1 養護老人ホーム 信濃寮

(1) 介護理念

美しく生きるお手伝い

(2) 介護サービス目標

① 『その人に寄り添う介護』

今があることが幸せと感じられ笑顔になれる活動『笑活』を目指します。

2 特別養護老人ホーム ゆめの郷

(1) 介護理念

美しく生きるお手伝い

(2) 介護サービス目標

① 『その人らしい生活支援』

3 かなえデイサービスセンター

(1) 介護理念

美しく生きるお手伝い

(2) 介護サービス目標

① 利用者の心に触れ、住み慣れた地域で暮らしていくために必要な支援を協力し合い提供する。

4 デイサービスセンター四季

(1) 介護理念

美しく生きるお手伝い

(2) 介護サービス目標

① ご利用者の真の願いを叶えるため、ご家族とともにご本人を深く知り、ご家族とともに現状とのギャップを埋める支援をします。

5 ゆめの郷ケアプランセンター

(1) 介護理念

美しく生きるお手伝い

(2) 介護サービス目標

ご利用者が可能な限り自宅で自立した生活を送るため、そしてご利用者を支えるご家族の思いも考慮しながら保健医療サービス、福祉サービス等を適切に利用できる計画を立案すること、また計画に沿ったサービスが提供されるよう事業所や医師等関係機関と連絡調整を行います。

6 飯田市かなえ地域包括支援センター

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
①『地域の皆様へ広く認知され、相談窓口として受け入れられるよう努めます』

第2 経営目標（稼働率）

1 目標稼働率

(1) 養護老人ホーム 信濃寮 (暫定値=4月～翌2月までの平均)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
93.4%	94.0%	+0.6%

(2) 特別養護老人ホーム ゆめの郷

① 長期入所 (定員 60 名)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
94.2%	97.5%	+3.3%

② 短期入所 (定員 12 名)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
89.3%	91%	+0.5%

(3) かなえデイサービスセンター

① 一般型 (定員 30 名)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
71.5%	72.5%	+1.0%

② 認知症対応型 (定員 10 名)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 30 (2018) 年度〔目標値〕	差
76.4%	77.0%	+0.6%

(4) デイサービスセンター四季 (定員 30 名)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
67.9%	68.5%	+0.6%

(5) ゆめの郷ケアプランセンター (79 名)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差

75.4%	76.0%	+0.6%
-------	-------	-------

第3 サービス向上の取組み

1 加算項目

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

加算の名称	単位数	職員配置の要否
障害者等支援加算	20 単位	否
サービス提供体制加算	12 単位	要
処遇改善加算	8.2%	否

(2) 特別養護老人ホーム ゆめの郷

①長期入所 (12 加算)

加算の名称	単位数	職員配置の要否
個別機能訓練加算	12 単位	要
看護体制加算 I 2	4 単位	要
看護体制加算 II 2	8 単位	要
夜勤職員配置加算 IV 2	21 単位	要
日常生活継続支援加算 2	46 単位	否
栄養マネジメント加算	14 単位	要
療養食加算	1 食/6 単位	要
排せつ支援加算	月 100 単位	否
褥瘡マネジメント加算	月 10 単位	否
口腔衛生管理体制加算	月 30 単位	否
再入所時栄養連携加算	回 400 単位	要
処遇改善加算 I	8.3%	否

②短期入所

加算の名称	単位数	職員配置の要否
夜勤職員配置加算 IV	20 単位	要
サービス提供加算 I 1	18 単位	要
機能訓練体制加算	12 単位	要
看護体制加算 I	4 単位	要
緊急受入加算	90 単位	否
送迎加算	184 単位	否
処遇改善加算	8.3%	否

(3) かなえデイサービスセンター (週 6 日営業)

① 一般型

加算の名称	単位数	職員配置の要否
個別機能訓練加算 II	56 単位	要
入浴介助加算	50 単位	否
サービス提供加算 I	18 単位	要
処遇改善加算 I	一般 5.9%	要

② 認知症対応型

加算の名称	単位数	職員配置の要否
入浴介助加算	50 単位	否
サービス提供加算 I	18 単位	要

処遇改善加算 I	10.4%	要
----------	-------	---

(4) デイサービスセンター四季 (週 6 日営業)

加算の名称	単位数	職員配置の要否
個別機能訓練加算 II	56 単位	要
入浴介助加算	50 単位	否
中重度ケア体制加算	45 単位	要
サービス提供体制加算 I 1	18 単位	要
処遇改善加算 I	5.9%	否

(5) ゆめの郷ケアプランセンター

加算の名称	単位数	職員配置の要否
初回加算	300	否
入院時情報連携加算 (I)	200	否
入院時情報連携加算 (II)	100	否
退院・退所加算 (I) イ	450	否
退院・退所加算 (I) ロ	600	否
退院・退所加算 (II) イ	600	否
退院・退所加算 (II) ロ	750	否
退院・退所加算 (III)	900	否
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	否
ターミナルケアマネジメント加算	400	否
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300	否

第 4 満足度調査

1 目的

飯田エリアから提供されるサービスご利用者及びご家族からのサービス満足度を調査し、サービスの改善と質の向上に努める。

2 日程

日程	会議	概要
2019 年 6 月	第三者委員会・代表者会合同会議	調査計画作成
2019 年 7 月	調査票配布	回収・まとめ
2019 年 8 月	第三者委員会・代表者会合同会議	要望事項の対応報告

3 対象事業所

事業所名	対象利用者数	対象家庭数
ゆめの郷短期入所生活介護	30 名	30 名
かなえデイサービスセンター	80 名	80 名
デイサービスセンター四季	80 名	80 名
ゆめの郷ケアプランセンター	60 名	60 名
合計	250 名	250 名

4 担当者

担当責任者	担当者
萱垣充英	宮沢正夫

第5 サービス評価事業

1 目的

飯田エリアが提供するサービスを当事者以外の公立・中立な第三者委員、飯田市介護相談員が客観的な立場から評価し、サービス向上に反映させる。

2 日程

日程	概要	備考
2019年10月31日	面談による聞き取り調査	

3 対象事業所

事業所名	対象利用者数	備考
養護老人ホーム信濃寮	10名	
シルバーハウスゆめの郷	10名	
かなえデイサービスセンター	5名	
デイサービスセンター四季	5名	
合計	30名	

4 外部調査員

事業所名	人数	備考
信濃寮第三者委員	3名	
ゆめの郷第三者委員	(3名)	
飯田市介護相談員	2名	
合計	5名	

5 担当者

担当責任者	担当者
萱垣充英	宮沢正夫

第6 苦情への対応

1 目的

飯田エリアが提供する介護サービスへの苦情発生を予防し、また発生した際には適切に解決するための必要な事項を定める。介護サービスに対する利用者、家族、外部事業所の満足度を高め、利用者個人の権利擁護と利用者からの信頼の向上を目指すことを目的とする。

2 日程

日程	概要	備考
----	----	----

苦情受付のあった際	苦情対策会議	
-----------	--------	--

3 担当者

事業所名	苦情受付責任者	苦情受付窓口担当者
養護老人ホーム信濃寮	宮澤正夫	芝田和弘
シルバーハウスゆめの郷	萱垣充英	山田美勝
かなえデイサービスセンター	宮澤正夫	片桐英人
デイサービスセンター四季	萱垣充英	片桐義寿
ゆめの郷ケアプランセンター	萱垣充英	伊野彩乃
飯田市かなえ地域包括支援センター	萱垣充英	片桐由美

第7 委員会・研修会（必須）

1 苦情解決委員会

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	2019年 5月	苦情、要望の把握	佐々木恵子
第2回	2019年 11月	ケース研究会報告と対応	佐々木恵子

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	2019年 4月	意見、要望を生かした目標設定	佐々木恵子
第2回	2020年 3月	サービス提供の反省と課題	佐々木恵子

(2) シルバーハウスゆめの郷・デイサービス四季・ケアプランセンター合同

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成 31年 9月	上半期苦情のまとめ、満足度調査結果	萱垣充英
第2回	平成 32年 3月	下半期苦情まとめ、サービス評価結果	萱垣充英

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成 31年 9月	上半期苦情のまとめ、満足度調査結果	萱垣充英
第2回	平成 32年 3月	下半期苦情まとめ、サービス評価結果	萱垣充英

2 事故防止委員会

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	毎月第1木曜日	事故ゼロに向けて検証、安全策	村松佳枝

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	2019年 7月	精神的不安定者とコミュニケーション	松村佳枝・牧内真理子

第2回	2019年12月	ヒヤリハット活用と早期対応、救急法	松村佳枝・牧内真理子
-----	----------	-------------------	------------

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	毎月第1月曜日	事故減少へ向けて事例検討から対策を考え、実技を含めた検討	秦まゆみ

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年7月	服薬事故ゼロに向けて、マニュアル周知徹底	秦まゆみ
第2回	平成32年1月	直接介助中の事故防止について、事例から介助方法の改善に向けスキルアップ研修	秦まゆみ

3 身体拘束廃止委員会

(1) 養護老人ホーム信濃寮

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	毎月第2木曜日	身体拘束ゼロに向けて・実態検証	高谷英二

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	2019年8月	職員の意識向上	高谷英二・簗島桃子
第2回	2020年1月	コミュニケーションによる回避策	高谷英二・簗島桃子

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	毎月第1月曜日	1実態調査、廃止に向けた対策検討	熊谷真一

②研修 (ゆめの郷、デイサービスセンター四季、ゆめの郷ケアプランセンター合同)

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年8月	1 介護職における接遇の重要性 2 施設内接遇評価実施と職員評価の定着化 3 苦情	熊谷真一
第2回	平成32年2月	1 高齢者虐待防止法は 2 不適切なケアと虐待防止	熊谷真一

4 感染症及び食中毒防止委員会

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	毎月第3木曜日	予防と対策及び検証	代田律子

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	2019年 5月	「食中毒」予防策、発生時の対応及び蔓延防止	代田律子、松下看護師 菅沼栄養士
第2回	2019年 10月	「インフル、ノロ感染」予防策、発生時の対応及び蔓延防止	代田律子、松下看護師 菅沼栄養士

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	5・7・9月を除く 第3月曜日	現状調査および対策検討	茅野恵子

②研修 (ゆめの郷、デイサービスセンター四季、ゆめの郷ケアプランセンター合同)

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年6月	1 高齢者施設で起こりうる感染症について 2 食中毒対策	茅野恵子
第2回	平成32年10月	1 インフルエンザ・ノロウイルス等感染症マニュアル確認 2 ゆめの郷標準予防策実施について	茅野恵子

5 褥瘡(じょくそう) 予防委員会

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	毎月第4木曜日	予防と対策及び検証	岡村仁美

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	2019年 6月	皮膚観察、食事量及び栄養	岡村仁美、下枝看護師
第2回	2019年 11月	ポジショニングスキルと検証	岡村仁美、下枝看護師

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	毎月第3月曜日	1 実態調査 2 分析 3 褥瘡防止対策の検討	山中麻未

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年5月	1 ブレーデンスケール評価手順 2 褥瘡ゼロに向けて意識統一を図る	山中麻未
第2回	平成32年11月	1 適切な介護用品の使用方法 2 ポジショニング実技	山中麻未

6 口腔内吸引・経管栄養委員会

(1) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	第1月曜日	安全対策と事故ゼロに向けて	金田昌子

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成32年6月	吸引・経管栄養手順確認	金田昌子

7 優先入居委員会

(1) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

①会議

	日時	場所	備考
第1回	平成31年5月	シルバーハウスゆめの郷会議室	
第2回	平成31年8月	シルバーハウスゆめの郷会議室	
第3回	平成31年11月	シルバーハウスゆめの郷会議室	
第4回	平成32年2月	シルバーハウスゆめの郷会議室	

②委員

	氏名
外部委員	-
内部委員	(施設長) 萱垣充英 (相談員) 山田美勝 (主任ケアマネ) 飯島和子 (主任看護師) 金田昌子 (管理栄養士) 小林綾 ユニットリーダー8名

第8 地域推進会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成30年6月	① 地域密着型サービスにおいて、地域との連携事業の透明性を確保するための意見交換 ② 利用者様、ご家族との交流会	片桐由美
第2回	平成30年11月	① 地域密着型サービスにおいて、地域との連携事業の透明性を確保するための意見交換 ② 在宅介護における研修会	片桐由美

第9 法令順守の取組み (分掌)

1 措置費請求事務

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

担当責任者	確認者	備考
林 彩	平栗恵子	

2 介護報酬請求事務 (加算要件の確認)

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

担当責任者	確認者	備考
佐々木恵子	林 彩	

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

担当責任者	確認者	備考
上嶋秀子	萱垣充英	

(3) かなえデイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
近藤千津美	片桐英人	

(4) デイサービスセンター四季

担当責任者	確認者	備考
上嶋秀子	萱垣充英	

3 業者支払い事務

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

担当責任者	確認者	備考
平栗恵子	宮澤正夫	

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

担当責任者	確認者	備考
吉澤幸子	萱垣充英	

(3) かなえデイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
近藤千津美	宮澤正夫	

(4) デイサービスセンター四季

担当責任者	確認者	備考
吉澤幸子	萱垣充英	

(5) ゆめの郷ケアプランセンター

担当責任者	確認者	備考
吉澤幸子	萱垣充英	

4 給与支払い事務

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

担当責任者	確認者	備考
平栗恵子	宮澤正夫	

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

担当責任者	確認者	備考
吉澤幸子	萱垣充英	

(3) かなえデイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
近藤千津美	宮澤正夫	

(4) デイサービスセンター四季

担当責任者	確認者	備考
吉澤幸子	萱垣充英	

(5) ゆめの郷ケアプランセンター

担当責任者	確認者	備考
吉澤幸子	萱垣充英	

5 寄付金受領事務

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

担当責任者	確認者	備考
平栗恵子	宮澤正夫	

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

担当責任者	確認者	備考
吉澤幸子	萱垣充英	

(3) かなえデイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
近藤千津美	宮澤正夫	

(4) デイサービスセンター四季

担当責任者	確認者	備考
吉澤幸子	萱垣充英	

(5) ゆめの郷ケアプランセンター

担当責任者	確認者	備考
吉澤幸子	萱垣充英	

6 預り金管理事務

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

担当責任者	確認者	備考
宮澤純	宮澤正夫	

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

担当責任者	確認者	備考
山田美勝	萱垣充英	

第9 安全管理体制 (分掌)

1 職員事故の予防

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

担当責任者	副担当者	備考
芝田和弘	桐山弦也	

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

担当責任者	副担当者	備考
山田美勝	金田昌子	

(3) かなえデイサービスセンター

担当責任者	副担当者	備考
片桐英人	木下雅直	

(4) デイサービスセンター四季

担当責任者	副担当者	備考
片桐義寿	市瀬正枝	

2 交通安全（業務、通勤）

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

担当責任者	副担当者	備考
芝田和弘	桐山弦也	

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

担当責任者	副担当者	備考
山田美勝	熊谷圭則	

(3) かなえデイサービスセンター

担当責任者	副担当者	備考
片桐英人	木下雅直	

(4) デイサービスセンター四季

担当責任者	副担当者	備考
片桐義寿	市瀬正枝	

(5) ゆめの郷ケアプランセンター

担当責任者	副担当者	備考
伊野彩乃	宮沢恵	

4 災害対策（火災、地震、土砂災害）

(1) 養護老人ホーム 信濃寮

担当責任者	副担当者	備考
宮澤正夫	芝田和弘	

(2) 特別養護老人ホーム シルバーハウスゆめの郷

担当責任者	副担当者	備考
萱垣充英	山田美勝	

(3) かなえデイサービスセンター

担当責任者	副担当者	備考
宮澤正夫	片桐英人	

(4) デイサービスセンター四季

担当責任者	副担当者	備考
萱垣充英	片桐義寿	

第 10 地域貢献の取組み (飯田エリア全体)

1 地域貢献事業

事業名	概要	担当
かなえふれあい広場	介護体験	片桐英人、山田美勝
地域へ出前講師	認知症の啓蒙と理解促進など	萱垣充英、片桐英人
配食サービス	週 6 日間	片桐 英人
低所得者負担減免	施設利用料の減免	山田 美勝
身寄り不在者の通夜・葬儀	萱垣閣願王寺様へ依頼	宮沢 正夫
運営推進会議	各地域密着型サービスの会議への参加	片桐 由美
民生児童委員協議会	毎月の議会への出席包括からの発信	片桐 由美
地域ケア会議	地域ケア会議への参加ケース検討	片桐 由美

2 実習受入れ事業

実習者	概要	担当
飯田女子短期大学	介護実習	飯島和子
飯田ボランティア協会	介護実習	山田美勝
緑ヶ丘中学校	介護体験	山田美勝
飯田コアカレッジ	介護実習	片桐義寿

第 11 エリアの年間行事予定

行事	日時	担当
家族会	2019 年 6 月 2 日	萱垣充英
敬老祝賀会	2019 年 9 月 21 日	萱垣充英 宮澤正夫
ゆめの郷 12 周年	2019 年 9 月 8 日	萱垣充英
サービス評価事業	2019 年 10 月 31 日	萱垣充英、宮澤正夫
萱垣会設立 70 周年	2019 年 11 月 16 日	

第五章 エリアの主な事業計画

I	飯田エリア	P 40～P 53
II	阿南エリア	P 54～P 65
III	下條エリア	P 66～P 77
IV	中津川エリア	P 78～P 90
V	保育所	P 91～P 98
VI	児童クラブ	P 99～P 100

II 阿南エリア

第1 サービス目標

1 特別養護老人ホーム赤石寮

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
 - ① 褥瘡予防や事故防止のための対策と振り返りを徹底し、統一したケアを行う。利用者様の「その人らしさ」を引き出す支援を行い、安全で笑顔の溢れる生活を送って頂こう。(なごみ)
 - ② 笑顔で食べることができる食事の提供(調理)
 - ③ 利用者様1人1人の言葉を大切にしよう～誕生日を盛大に祝おう～(ひだまり)
 - ④ 29(ニク)の日に外に出掛けよう。相手の気持ちを汲んで介助に反映する職員であろう(あじさい)
 - ⑤ 看護ケアの提供を心掛け、利用者様に寄り添う。職員間のコミュニケーションを図る(医務室)
 - ⑥ 利用者様・ご家族・多部署との連携を図り目標実現の為に中心となり、協働をもって努めます(介護主任・介護支援専門員・相談員)
 - ⑦ 笑顔を絶やさず明るい職場環境に努めます(事務所)

2 新野デイサービスセンターはなのき荘

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
 - ① 「楽しく・美味しく・また来たくなる」デイサービスにしていきます。
 - ② 生活リハビリの中で残存能力の維持と機能低下を防ぎます。
 - ③ 楽しみを持って一日が過ごせるような様々な行事を取り入れます。

3 赤石寮グループホームやすらぎの郷

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
 - ① 施設内で生活が完結しないよう、ご家族様、地域の皆様との交流を大切に、利用者様の望む暮らしの実現を考えて行きます。
 - ② 利用者様の行動・心理症状に影響を及ぼす自らの言動を常に振り返り、より良い関係づくりに努めます。
 - ③ 主治医、訪問歯科、訪問看護との連携強化に努め痛みや苦痛の無い生活を支えています。

4 赤石寮居宅介護支援

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
 - ① 利用者様、ご家族の意向にそった支援をします。
 - ② 法令遵守につとめます。
 - ③ 利用者様の持っている力を引き出し、自立に向けた支援をします。

5 新野ホームヘルプセンターはなのき

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標

- ① 住み慣れた自宅での生活が続けられるよう、生活と心の支援をします。
- ② 利用者様の心身の変化を把握し、ご家族様ケアマネとの連絡・連携を図っていきます。
- ③ 利用者様と共感、共有できる時間を大切に笑顔が多く見られるよう、コミュニケーションに努めます。

第2 経営目標（稼働率）

1 目標稼働率

（1）特別養護老人ホーム赤石寮

①長期入所 (暫定値=4月～2月までの平均)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
96.8%	97.0%	+0.2%

②短期入所

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
89.1%	90%	+0.9%

（2）新野デイサービスセンターはなのき荘

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
64.5%	65.0%	+0.5%

（3）赤石寮グループホームやすらぎの郷

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
99.6%	99.9%	+0.3%

（4）赤石寮居宅介護支援

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
84.8%	85.0%	+0.2%

（5）新野ホームヘルプセンターはなのき

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
15.9%	16.0%	+0.1%

第3 サービス向上の取組み

1 加算項目（事業所ごと）

（1）特別養護老人ホーム赤石寮

①長期入所（12加算） (※平成30年度臨時介護報酬改定における単位数)

加算の名称	単位数	職員配置の要否
日常生活継続支援加算	36	要
看護体制加算（Ⅰ）ロ	4	要
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	13	要
入院・外泊時費用	246	否
初期加算	30	否
栄養マネジメント加算	14	要
経口維持加算（Ⅰ）	400	要
経口維持加算（Ⅱ）	100	要
口腔衛生管理体制加算	30	否

褥瘡マネジメント加算	10	否
排せつ支援加算	100	否
看取り介護加算	144/680/1280	要
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	所定単位数×8.3%	否

②短期入所

加算の名称	単位数	職員配置の要否
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	要
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13	要
長期利用者に対する減算	△30	否
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	所定単位数×8.3%	否

（2）新野デイサービスセンターはなのき荘（週6日営業）

加算の名称	単位数	職員配置の要否
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	要
入浴介助加算	50	否
中重度者ケア体制加算	45	要
時間延長加算	50	否
送迎を行わない場合の減算	△47	否
同一建物減算	△94	否
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	所定単位数×5.9%	否

（3）赤石寮グループホームやすらぎの郷

加算の名称	単位数	職員配置の要否
入院・外泊時費用	246	否
初期加算	30	否
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	要
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	要
医療連携体制加算	39	要
口腔衛生管理体制加算	30	否
栄養スクリーニング加算	5	否
看取り介護加算	144/680/1280	要
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	所定単位数×11.1%	否

（4）赤石寮居宅介護支援

加算の名称	単位数	職員配置の要否
初回加算	300	否
入院時情報連携加算（Ⅰ）	200	否
入院時情報連携加算（Ⅱ）	100	否
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	否
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	否
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	否
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	否
退院・退所加算（Ⅲ）	900	否
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	否
ターミナルケアマネジメント加算	400	否

（5）新野ホームヘルプセンターはなのき

加算の名称	単位数	職員配置の要否
中山間地等における小規模事業所加算	所定単位数×10%	否
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数×10%	否

初回加算	200	否
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	所定単位数×13.7%	否

第4 満足度調査

1 目的

ご利用者及びご家族からの声を広く取り入れ、実際提供されるサービスに反映させ、より質の高いサービスを提供することを目的とする。

2 日程

日程	会議	概要
平成31年6月	第三者委員会・代表者会合同会議	調査計画作成
平成31年7月	調査票配布	回収・まとめ
平成31年8月	第三者委員会・代表者会合同会議	要望事項の対応報告

3 対象事業所

事業所名	対象利用者数	対象家庭数
特別養護老人ホーム赤石寮短期入所	—	15
新野デイサービスセンターはなのき荘	70	70
赤石寮グループホームやすらぎの郷	9	9
赤石寮居宅介護支援	—	60
新野ホームヘルプセンターはなのき	7	7
合計	86	160

4 担当者

担当責任者	担当者
長谷 たつ江	筒井 幸二

第5 サービス評価事業

1 目的

第三者的立場である第三者委員や介護相談員、人権擁護委員等が利用者様に直接面談することで、普段職員に言いづらいご意見・ご要望を汲み取る。それを利用者様に代わって事業者へ伝えることにより、サービスの質の向上と事業運営の公正性・透明性を確保する。

2 日程

日程	概要	備考
平成31年11月15日	面談による聞き取り調査	

3 対象事業所

事業所名	対象利用者数	備考
特別養護老人ホーム赤石寮	30	短期入所を含む
新野デイサービスセンターはなのき荘	30	支援ハウスを含む
赤石寮グループホームやすらぎの郷	9	
合計	69	

4 外部調査員

調査員	人数	備考
阿南エリア第三者委員	3	
阿南町介護相談員	2	
人権擁護委員	1	
合計	6	

5 担当者

担当責任者	担当者
長谷 たつ江	筒井 幸二

第6 苦情への対応

1 目的

苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者またはその家族の満足感を高めることや、早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援する。

また、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正の確保を図る。

2 日程

日程	概要	備考
苦情受付のあった際	苦情対策会議	

3 担当者

事業所名	苦情解決責任者	苦情受付担当者
特別養護老人ホーム赤石寮	萱垣 憲英	長谷 たつ江
新野デイサービスセンターはなのき荘		筒井 幸二
赤石寮居宅介護支援		
新野ホームヘルプセンターはなのき		
赤石寮グループホームやすらぎの郷		勝野 晋子

第7 委員会・研修会（必須）

1 苦情解決委員会（阿南エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年9月10日	上半期の苦情、満足度調査の結果	長谷 たつ江
第2回	平成31年12月10日	下半期の苦情、サービス評価の結果	長谷 たつ江

（2）研修

	日時	テーマ	担当者
--	----	-----	-----

第1回	平成30年9月10日	満足度調査結果への対応方法	長谷 たつ江
第2回	平成31年3月11日	サービス評価結果への対応方法	長谷 たつ江

2 事故防止委員会（阿南エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年 4月26日	繰返し起こる事故対策の分析	古川佳代
第2回	平成31年10月25日	ヒヤリハットのまとめ	古川佳代

（2）研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	未定	弁護士による講話	講師
第2回	未定	未定	外部研修

3 身体拘束廃止委員会（阿南エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年 5月15日	前年度の反省を検討し、改善方法について	佐々木裕嗣
第2回	平成31年 8月14日		
第3回	平成31年12月18日	接遇の項目について意識を持つにはどうすればよいか？	佐々木裕嗣
第4回	平成31年 2月12日		

（2）研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年 6月12日	高齢者施設における接遇	講師
第2回	平成31年11月13日	赤石寮での接遇の現状と改善点	内部研修

4 感染症及び食中毒防止委員会（阿南エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年 5月15日	食中毒について	長谷たつ江
第2回	平成31年 8月21日	手洗い、嘔吐物の処理	長谷たつ江
第3回	平成31年11月20日	インフルエンザ予防、ノロウイルス	長谷たつ江
第4回	平成31年 2月19日	反省と振り返り	長谷たつ江

（2）研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	未定	感染症について	外部研修
第2回	未定	インフルエンザ予防について	外部研修

5 褥瘡（じょくそう）予防委員会（阿南エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年 4月10日	PT指導報告、スライディングボード	金田 有古
第2回	平成31年 6月12日	PT指導、ポジショニングセミナー報告	金田 有古

（2）研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	未定	ポジショニングセミナー参加	外部研修
第2回	未定	褥瘡懇話会参加	外部研修

第8 法令順守の取組み（分掌）

1 介護報酬請求事務（加算要件の確認）

（1）特別養護老人ホーム赤石寮

担当責任者	確認者	備考
栗生 良子	萱垣 憲英	

（2）新野デイサービスセンターはなのき荘

担当責任者	確認者	備考
恩沢 茂里子	長谷 たつ江	

（3）赤石寮グループホームやすらぎの郷

担当責任者	確認者	備考
後藤 千代子	長谷 たつ江	

（4）赤石寮居宅介護支援

担当責任者	確認者	備考
恩沢 茂里子	長谷 たつ江	

（5）新野ホームヘルプセンターはなのき

担当責任者	確認者	備考
恩沢 茂里子	長谷 たつ江	

2 業者支払い事務

（1）特別養護老人ホーム赤石寮

担当責任者	確認者	備考
栗生 良子	萱垣 憲英	

（2）新野デイサービスセンターはなのき荘

担当責任者	確認者	備考
後藤 千代子	萱垣 憲英	

(3) 赤石寮グループホームやすらぎの郷

担当責任者	確認者	備考
後藤 千代子	萱垣 憲英	

(4) 赤石寮居宅介護支援

担当責任者	確認者	備考
後藤 千代子	萱垣 憲英	

(5) 新野ホームヘルプセンターはなのき

担当責任者	確認者	備考
後藤 千代子	萱垣 憲英	

3 給与支払い事務

(1) 特別養護老人ホーム赤石寮

担当責任者	確認者	備考
城田 照美	萱垣 憲英	

(2) 新野デイサービスセンターはなのき荘

担当責任者	確認者	備考
城田 照美	萱垣 憲英	

(3) 赤石寮グループホームやすらぎの郷

担当責任者	確認者	備考
城田 照美	萱垣 憲英	

(4) 赤石寮居宅介護支援

担当責任者	確認者	備考
城田 照美	萱垣 憲英	

(5) 新野ホームヘルプセンターはなのき

担当責任者	確認者	備考
城田 照美	萱垣 憲英	

4 寄付金受領事務

(1) 特別養護老人ホーム赤石寮

担当責任者	確認者	備考
城田 照美	萱垣 憲英	

(2) 新野デイサービスセンターはなのき荘

担当責任者	確認者	備考
筒井 幸二	萱垣 憲英	

(3) 赤石寮グループホームやすらぎの郷

担当責任者	確認者	備考
勝野 晋子	萱垣 憲英	

(4) 赤石寮居宅介護支援

担当責任者	確認者	備考
筒井 幸二	萱垣 憲英	

(5) 新野ホームヘルプセンターはなのき

担当責任者	確認者	備考
筒井 幸二	萱垣 憲英	

5 預り金管理事務

(1) 特別養護老人ホーム赤石寮

担当責任者	確認者	備考
長谷 たつ江	萱垣 憲英	

(2) 新野デイサービスセンターはなのき荘

担当責任者	確認者	備考
筒井 幸二	萱垣 憲英	

(3) 赤石寮グループホームやすらぎの郷

担当責任者	確認者	備考
勝野 晋子	萱垣 憲英	

第9 安全管理体制 (分掌)

1 職員事故の予防

(1) 特別養護老人ホーム赤石寮

担当責任者	副担当者	備考
城田 照美	筒井 幸二	安全衛生委員会

(2) 新野デイサービスセンターはなのき荘

担当責任者	副担当者	備考
城田 照美	筒井 幸二	安全衛生委員会

(3) 赤石寮グループホームやすらぎの郷

担当責任者	副担当者	備考
城田 照美	筒井 幸二	安全衛生委員会

(4) 赤石寮居宅介護支援

担当責任者	副担当者	備考
城田 照美	筒井 幸二	安全衛生委員会

(5) 新野ホームヘルプセンターはなのき

担当責任者	副担当者	備考
城田 照美	筒井 幸二	安全衛生委員会

2 交通安全（業務、通勤）

(1) 特別養護老人ホーム赤石寮

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	小林 弘典	安全運転管理者

(2) 新野デイサービスセンターはなのき荘

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	筒井 幸二	

(3) 赤石寮グループホームやすらぎの郷

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	勝野 晋子	

(4) 赤石寮居宅介護支援

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	筒井 幸二	

(5) 新野ホームヘルプセンターはなのき

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	筒井 幸二	

3 災害対策（火災、地震、土砂災害）

(1) 特別養護老人ホーム赤石寮

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	佐々木 裕嗣	防火管理者

(2) 新野デイサービスセンターはなのき荘

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	筒井 幸二	防火管理者

(3) 赤石寮グループホームやすらぎの郷

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	勝野 晋子	防火管理者

(4) 赤石寮居宅介護支援

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	筒井 幸二	防火管理者

(5) 新野ホームヘルプセンターはなのき

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 憲英	筒井 幸二	防火管理者

第 10 地域貢献の取組み (阿南エリア全体)

1 地域貢献事業

事業名	概要	担当
配食サービス	昼食を地域住民に配る。(月・水・金)	土屋 堅一
ボランティア研修旅行	ボランティアの知見を広めるため、日帰りの研修旅行を企画・開催する。	萱垣 憲英
地域住民に対する講座	地域住民のニーズや希望に応じて、認知症介護、看取り介護等の講演会を企画・開催する。	萱垣 憲英
認知症カフェ	認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修修了者が、地域包括支援センターやボランティア等と協働して、企画・開催する。	勝野 晋子

2 実習受入れ事業

実習者	概要	担当
阿南第二中学校	体験学習	長谷 たつ江
阿南高校	介護実習	筒井 幸二

第 11 エリアの年間行事予定

行事	日時	担当
お花見ドライブ	4 月中	後藤 美恵子
いちご狩り	4 月中	古川 佳代
家族会	5 月、6 月、11 月	北原/伊東/小林
夏祭り	8 月 3 日	金田悠/龍口
敬老祝賀会	9 月 26 日	長谷 たつ江
運動会	10 月中旬	後藤 美恵子
紅葉狩りドライブ	10 月下旬~11 月上旬	古川 佳代
法人サービス評価	11 月 15 日	長谷 たつ江

第五章 エリアの主な事業計画

I	飯田エリア	P 40～P 53
II	阿南エリア	P 54～P 65
III	下條エリア	P 66～P 77
IV	中津川エリア	P 78～P 90
V	保育所	P 91～P 98
VI	児童クラブ	P 99～P 100

Ⅲ 下條エリア

第1 サービス目標

1 養護盲老人ホーム 光の園

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
- ① 利用者様の希望を伺い、喜びを一つでも多く感じていただけるよう、サポートします。
 - ② 視覚に障害を持つ方の気持ちを理解し、専門的支援を行います。
 - ③ 利用者様に心地よく生活していただけるよう、清潔な環境を整えます。

2 特別養護老人ホーム 第二光の園

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
- ① 利用者さまの生活歴、生活習慣、嗜好を知り、お一人お一人に合った生活を提供します。
 - ② 利用者さま主体の丁寧な対応で信頼関係を築き、心穏やかな生活を提供します。
 - ③ 毎日環境整備し、身なりを整えるお手伝いをすることで、気持ち良い生活を提供します。

3 下條村デイサービスセンター幸齢館

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
- ① ご利用者様の真の願いを叶えるため、ご本人を深く知り満足する姿に向け支援をします。
 - ② ご利用者さまがご自身で選択ができるよう、必要な情報を提供し、サポートします。
 - ③ ご家族さま、ご利用者さまと適切なコミュニケーションをとり、信頼関係を築きます。

4 光の園デイサービスセンター

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
- ① ご利用者様の真の願いを叶えるため、ご本人を深く知ります。
 - ② 光の園ご利用者様と地域の皆様が親しくなれるよう、交流の場を提供します。
 - ③ ご家族とともに、望まれる生活が送れるよう支援をします。

5 光の園ホームヘルプセンター

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
- ① ご利用者様やご家族様とのより良い関係を築くためコミュニケーションをとり、信頼関係を築きます。
 - ② ご家族様や他事業所と連絡を密にとり、安心して生活が送れるようサポートします。
 - ③ 光の園の職員として、個々の行動に責任を持つよう心がけます。

6 光の園ケアプランセンター

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
- ① 利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場で考え支援します。
 - ② 信頼関係を築き、適切なサービス提供に繋がります。
 - ③ 専門職としての社会的責任を持ち、介護の法令を遵守します。

第2 経営目標（稼働率）

1 目標稼働率

（1）養護盲老人ホーム 光の園 （暫定値＝4月～2月までの平均）

平成 30（2018）年度〔暫定値〕	平成 31（2019）年度〔目標値〕	差
94.2%	95.2%	+1.0%

（2）特別養護老人ホーム 第二光の園

① 長期入所

平成 30（2018）年度〔暫定値〕	平成 31（2019）年度〔目標値〕	差
98.3%	98.5%	+0.2%

② 短期入所

平成 30（2018）年度〔暫定値〕	平成 31（2019）年度〔目標値〕	差
87.7%	89.0%	+1.3%

（3）下條村デイサービスセンター

平成 30（2018）年度〔暫定値〕	平成 31（2019）年度〔目標値〕	差
65.4%	70.0%	+4.6%

（4）光の園デイサービスセンター

平成 30（2018）年度〔暫定値〕	平成 31（2019）年度〔目標値〕	差
51.8%	51.9%	+0.1%

（5）光の園ホームヘルプセンター

平成 30（2018）年度〔暫定値〕	平成 31（2019）年度〔目標値〕	差
82.1%	86.0%	+3.9%

（6）光の園ケアプランセンター

平成 30（2018）年度〔暫定値〕	平成 31（2019）年度〔目標値〕	差
93.5%	94.0%	+0.5%

第3 サービス向上の取組み

1 加算項目（事業所ごと） 平成 30 年度報酬改定

（1）養護盲老人ホーム 光の園

加算の名称	単位数	職員配置の要否
サービス提供体制強化加算	18 単位	要
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×8.2%	否

（2）特別養護老人ホーム 第二光の園

① 長期入所

加算の名称	単位数	職員配置の要否
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46 単位	要
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位	要
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位	要

栄養マネジメント加算	14 単位	要
口腔衛生管理体制加算	(月額) 30 単位	要
療養食加算	(1 食) 6 単位	要
入院・外泊時費用	246 単位	否
初期加算	30 単位	否
看取り介護加算 (I) 1	144 単位	要
看取り介護加算 (I) 2	680 単位	要
看取り介護加算 (I) 3	1,280 単位	要
再入所時栄養連携加算	400 単位	要
低栄養リスク改善加算	300 単位	要
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数×8.3%	否

② 短期入所

加算の名称	単位数	職員配置の要否
夜勤職員配置加算 (I)	18 単位	要
療養食加算	(1 食) 8 単位	要
緊急短期入所受入れ加算	90 単位	否
送迎加算	184 単位	否
長期利用者提供減算	△30 単位	否
サービス提供体制強化加算	18 単位	要
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数×8.3%	否

(3) 下條村デイサービスセンター幸齢館 (週 6 日営業)

加算の名称	単位数	職員配置の要否
入浴介助加算	50 単位	否
個別機能訓練加算	56 単位	要
送迎減算	△47 単位	否
サービス提供体制強化加算 (I)	12 単位	要
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数×5.9%	否

(4) 光の園デイサービスセンター (週 5 日営業)

加算の名称	単位数	職員配置の要否
入浴介助加算	50 単位	否
送迎減算	△47 単位	否
サービス提供体制強化加算 (II)	6 単位	要
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数×5.9%	否

(5) 光の園ホームヘルプセンター

加算の名称	単位数	職員配置の要否
緊急時訪問介護加算	100 単位	否
初回加算	200 単位	否
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数×13.7%	否

(6) 光の園ケアプランセンター

加算の名称	単位数	職員配置の要否
初回加算	300 単位	否
入院時情報連携加算 (I)	200 単位	否

入院時情報連携加算（Ⅱ）	100 単位	否
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位	否
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位	否
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位	否
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位	否
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位	否
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	否
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	否

第4 満足度調査

1 目的

- ① ご家族へのアンケート調査を通じて、各事業所の課題を明確にし、サービス向上の方向性を定めていく機会とする。
- ② 利用者様へのアンケート調査を通じて、改めてその方の想いを把握し、関係性を深める。
- ③ アンケート調査を通じて、ご家族、利用者様が気軽に意見を言いやすい関係性を構築する。

2 日程

日程	会議	概要
平成 31 年 6 月	第三者委員会・代表者会合同会議	調査計画作成
平成 31 年 7 月	調査票配布	回収・まとめ
平成 31 年 8 月	第三者委員会・代表者会合同会議	要望事項の対応報告

3 対象事業所

事業所名	対象利用者数	対象家庭数
下条村デイサービスセンター	45 名	45 名
光の園デイサービスセンター	10 名	10 名
光の園ケアプランセンター	10 名	10 名
短期入所生活介護	15 名	15 名
光の園ケアプランセンター	80 名	80 名
合計	160 名	160 名

4 担当者

担当責任者	担当者
佐々木 真	萱垣 尚英

第5 サービス評価事業

1 目的

日頃、利用者様が職員に直接言えない事を第三者の方々に聞いていただく事で、利用者様の真の想いやニーズを確認し、自分達の行動を振り返り、サービス方法を見直す機会とする。

2 日程

日程	概要	備考
平成 31 年 11 月 21 日	面談による聞き取り調査	

3 対象事業所

事業所名	対象利用者数	備考
養護盲老人ホーム光の園	50	
特別養護老人ホーム第二光の園	66	短期入所を含む
下條村デイサービスセンター幸齢館	30	
光の園デイサービスセンター	10	
合計	156	

4 外部調査員

事業所名	人数	備考
光の園第三者委員	3	
下條村包括支援センター	1	
法人評議員等	1	
合計	5	

5 担当者

担当責任者	担当者
小西 盛博	小林 由実

第6 苦情への対応

1 目的

<p>① 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者様の満足感を高める。</p> <p>② 利用者様個人の権利を擁護するとともに、利用者様が福祉サービスを適切に利用できるようにする。</p> <p>③ 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図る。</p>

2 日程

日程	概要	備考
苦情受付のあった際	苦情対策会議	

3 担当者

事業所名	苦情解決責任者	苦情受付担当者
養護盲老人ホーム光の園	東海林 真	小林 美華
特別養護老人ホーム第二光の園	東海林 真	佐々木 真
下條村デイサービスセンター幸齢館	小木曾 志保	小池 みちよ
光の園デイサービスセンター	東海林 真	上原 タネ子
光の園ホームヘルプセンター	東海林 真	中村 みや子
光の園ケアプランセンター	東海林 真	東海林 幸代

第7 委員会・研修会（必須）

1 苦情解決委員会（下條エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年4月18日	施設に寄せられている苦情・要望	佐々木 真
第2回	平成31年10月18日	苦情事例とその対応方法	佐々木 真

2 事故防止委員会（下條エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年5月16日	30年度の事故傾向とその対策検討	佐々木 真
第2回	平成31年10月11日	実際に発生した事故事例の検討	佐々木 真

（2）研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年5月30日	30年度の事故傾向に対する防止策	佐々木 真
第2回	平成31年10月25日	実際に発生した事例から傾向と対策	佐々木 真

3 身体拘束廃止委員会（下條エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年5月15日	身体拘束の定義と対応について	中島 慧
第2回	平成31年10月10日	身体拘束の実態把握と事例検討	中島 慧

（2）研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年5月30日	高齢者虐待と施設職員の責務	中島 慧
第2回	平成31年10月25日	身体拘束等行動制限	中島 慧

4 感染症及び食中毒防止委員会（下條エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年5月13日	食中毒予防対策	近藤 香代子
第2回	平成31年10月16日	感染症予防（ノロウイルス）	大矢 祐輔
第3回	平成31年12月13日	感染症予防（インフルエンザ）	近藤 香代子
第4回	平成32年3月5日	健康管理	大矢 祐輔

（2）研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年5月30日	食中毒予防の対策	近藤 香代子
第2回	平成31年10月25日	感染症予防	大矢 祐輔

5 褥瘡（じょくそう）予防委員会（下條エリア事業所合同開催）

（1）会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年5月14日	褥瘡予防	小林 由実
第2回	平成31年10月9日	褥瘡のハイリスク者	小林 由実

（2）研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年5月30日	褥瘡を作らない介護方法	小林 由実
第2回	平成31年10月25日	褥瘡ハイリスク者の把握、予防策	小林 由実

6 口腔内吸引・経管栄養委員会

（1）特別養護老人ホーム 第二光の園

① 会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年5月17日	口腔内吸引及び経管栄養の方法	竹村 理恵
第2回	平成31年8月8日	安全を考慮した口腔内吸引の方法	竹村 理恵
第3回	平成31年11月20日	安全を考慮した経管栄養の方法	竹村 理恵
第4回	平成32年3月6日	吸引、経管栄養の手順書の見直し	竹村 理恵

② 研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年5月30日	吸引、経管栄養により生じる危険	竹村 理恵
第2回	平成31年10月25日	安全に施行するための注意点	竹村 理恵

7 優先入居委員会

（1）特別養護老人ホーム 第二光の園

① 会議

	日時	場所	備考
第1回	平成31年7月9日	第二光の園（ボランティア活動室）	第46回
第2回	平成31年11月12日	第二光の園（ボランティア活動室）	第47回
第3回	平成32年3月10日	第二光の園（ボランティア活動室）	第48回

② 委員

	氏名
外部委員	中村 昭一様、樋下 陽子様
内部委員	東海林真（施設長）、竹村理恵（主任看護師）、佐々木真（介護リーダー） 小林由実（介護リーダー）、中島慧（介護リーダー）

第8 法令順守の取組み（分掌）

1 措置費請求事務

（1）養護盲老人ホーム 光の園

担当責任者	確認者	備考
萩野 俊樹	小林 美華	

2 介護報酬請求事務（加算要件の確認）

（1）養護盲老人ホーム 光の園

担当責任者	確認者	備考
萩野 俊樹	福島 真由美	

（2）特別養護老人ホーム 第二光の園

担当責任者	確認者	備考
萩野 俊樹	熊谷 栄美	

（3）下條村デイサービスセンター幸齢館

担当責任者	確認者	備考
萩野 俊樹	小木曾 志保	

（4）光の園デイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
萩野 俊樹	上原 タネ子	

（5）光の園ホームヘルプセンター

担当責任者	確認者	備考
萩野 俊樹	中村 みや子	

（6）光の園ケアプランセンター

担当責任者	確認者	備考
東海林 幸代	萩野 俊樹	

3 業者支払い事務

（1）下條エリア全事業所共通

担当責任者	確認者	備考
古田 真弓	東海林 真	

4 給与支払い事務

（1）下條エリア全事業所共通

担当責任者	確認者	備考
木下 いそみ	東海林 真	

5 寄付金受領事務

（1）養護盲老人ホーム 光の園

担当責任者	確認者	備考
小林 美華	東海林 真	

(2) 特別養護老人ホーム 第二光の園

担当責任者	確認者	備考
佐々木 真	東海林 真	

(3) 下條村デイサービスセンター幸齢館

担当責任者	確認者	備考
萱垣 尚英	東海林 真	

(4) 光の園デイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
上原 タネ子	東海林 真	

(5) 光の園ホームヘルプセンター

担当責任者	確認者	備考
中村 みや子	東海林 真	

(6) 光の園ケアプランセンター

担当責任者	確認者	備考
東海林 幸代	東海林 真	

6 預り金管理事務

(1) 養護盲老人ホーム 光の園

担当責任者	確認者	備考
小林 美華	東海林 真	

(2) 特別養護老人ホーム 第二光の園

担当責任者	確認者	備考
小林 由実	東海林 真	

第9 安全管理体制 (分掌)

1 職員事故の予防

(1) 養護盲老人ホーム 光の園

担当責任者	副担当者	備考
小林 美華	林 加奈	

(2) 特別養護老人ホーム 第二光の園

担当責任者	副担当者	備考
佐々木 真	小林 由実	

(3) 下條村デイサービスセンター幸齢館

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 尚英	小木曾 志保	

(4) 光の園デイサービスセンター

担当責任者	副担当者	備考
上原 タネ子	—	

(5) 光の園ホームヘルプセンター

担当責任者	副担当者	備考
中村 みや子	石田 悦子	

(6) 光の園ケアプランセンター

担当責任者	副担当者	備考
東海林 幸代	福沢 寿子	

2 交通安全（業務、通勤）

(1) 下條エリア全事業所共通

担当責任者	副担当者	備考
小西 盛博	古田 真弓	

3 災害対策（火災、地震、土砂災害）

(1) 養護盲老人ホーム 光の園

担当責任者	副担当者	備考
折山 勇太	下平 蒼	

(2) 特別養護老人ホーム 第二光の園

担当責任者	副担当者	備考
佐々木 真	中島 慧	

(3) 下條村デイサービスセンター幸齢館

担当責任者	副担当者	備考
萱垣 尚英	小木曾 志保	

(4) 光の園デイサービスセンター

担当責任者	副担当者	備考
萩野 俊樹	上原 タネ子	

(5) 光の園ホームヘルプセンター

担当責任者	副担当者	備考
小西 盛博	中村 みや子	

(6) 光の園ケアプランセンター

担当責任者	副担当者	備考
小西 盛博	東海林 幸代	

第10 地域貢献の取組み（下條エリア全体）

1 地域貢献事業

事業名	概要	担当
生活支援サービス	低料金での家事援助等	中村 みや子
配食サービス	週5日間昼食届け	大矢 祐輔
移送サービス	福祉車両での受診等の送迎	小西 盛博
介護予防計画作成（受託）	下條村地域包括等より委託	東海林 幸代
高齢者世帯等の安否確認	地震、大雨・大雪時他	東海林 幸代
公共職業訓練	離職者・転職者の受入れ	林 加奈
小学校職場見学	下條小学校	小林 美華
中学校職場体験	下條・緑ヶ丘・旭ヶ丘・竜峡	小林 美華
高校福祉体験	阿南高校福祉コース	小林 美華
身寄り不在者の通夜・葬儀	萱垣閣願王寺様へ依頼	小林 美華
介護認定調査（受託）	遠方の市町村より委託	福島 真由美
介護保険外短期入所	村単事業への協力	佐々木 真
低所得者負担減免	施設利用料の減免	佐々木 真

2 実習受入れ事業

実習者	概要	担当
阿南高校	(訪問介護) (通所介護)	中村 みや子 小池 みちよ
飯田女子短期大学	介護福祉士養成実習	小林 由実
介護職員初任者研修	(訪問介護) (通所介護)	中村 みや子 小池 みちよ

第11 エリアの年間行事予定

行事	日時	担当
誕生会・地域交流	毎月1回	小林 美華
村民吹奏楽団訪問演奏	平成31年5月中	中島 慧
野外食	平成31年6月中	大矢 祐輔
地震総合防災訓練	平成31年9月1日	小西 盛博／萩野 俊樹
敬老祝賀会	平成31年9月14日	小西 盛博
下條村縦断駅伝大会（応援）	平成31年11月上旬	小林 美華／小林 由実
サービス評価事業	平成31年11月21日	小西 盛博
長原どんど焼き	平成32年1月上旬	小林 美華／佐々木 真
節分（豆まき）	平成32年2月3日	小林 美華／佐々木 真

第五章 エリアの主な事業計画

I	飯田エリア	P 40～P 53
II	阿南エリア	P 54～P 65
III	下條エリア	P 66～P 77
IV	中津川エリア	P 78～P 90
V	保育所	P 91～P 98
VI	飯田エリア	P 99～P 100

IV 中津川エリア

第1 サービス目標

1 特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
 - ①ご利用者様が楽しみを持ち、安心して日々穏やかな生活が送れるよう支援します
 - ②安心できる声かけ、楽しくなるような声かけをします。
 - ③ご利用者様の生活環境を整え、離床・外出に取組み、気分転換を図り、季節を感じて頂く
 - ④ご利用者一人一人に寄り添った介護をします。(りんどう)
 - ⑤生き生き楽しく(なでしこ)
 - ⑥ご利用者に情熱を持って接していきます。(ささゆり)
 - ⑦馴染みの空間を作りをしていきます。(はなもも)あり得る

2 中津川市グループホームまごころ

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
 - ①「寄り添い、見守り、共に暮らす」を掲げ、利用者様が安心して生活ができるよう支援します
 - ②利用者様個々の「できる力」を発揮できる場面を持てるように支援します
 - ③利用者様が安心して生活できるように、家族様と連絡を取りながら、明るく風通しの良い施設を推進します

3 ゆうらく苑デイサービスセンター

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
 - ①ご利用者様の真の願いを叶えるためにお話をよく聞かせて頂きます
 - ②ご家族、ご本人様をよく知るためにカンファレンスに参加します
 - ③介護の向上を図るために研修に積極的に参加します

4 中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
 - ①総合相談窓口としてクライアントに寄り添い、心ある支援を行います
 - ②新しく担当する地域(馬籠地域)が増えるため、地域へ周知・関係作りを行います
 - ③地域ケア会議などを通じて、地域のニーズ把握を図り、事業へ反映していきます

5 ゆうらく苑ケアプランセンター

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標

- ①在宅での自立した生活を続けていくことが出来るよう、ご利用者・ご家族の思いに寄り添い支援していきます
- ②地域包括ケアを推進していくため、多職種との連携を強め地域づくり・人づくりに努めます
- ③基本に立ち返り、ご利用者の強み・置かれている状況・問題をしっかりと把握し自己決定していただけるよう、情報を発信していきます。

6 みなみ在宅介護支援センター

- (1) 介護理念
美しく生きるお手伝い
- (2) 介護サービス目標
 - ①地域の身近な相談窓口として総合相談に、迅速かつ適切に対応します
 - ②実態把握を通じて生活の背景にある地域課題についても把握します
 - ③参加者のやる気・生きがいを引き出し、楽しく続けられる介護予防事業を開催します

第2 経営目標（稼働率）

1 目標稼働率

(1) 特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

①長期入所(多床室) (暫定値=4月～翌2月までの平均)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
99,5%	99,6%	+0,1

②長期入所 (ユニット型)

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
49,9%	97,5%	+47,6

③ 短期入所

平成 30(2018)年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
74,2%	74,5	+0,3

(2) 中津川市グループホームまごころ

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔暫定値〕	差
98,1%	98,2	+0,1

(3) ゆうらく苑デイサービスセンター

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔暫定値〕	差
79,7%	79,8%	+0,1

(4) ゆうらく苑ケアプランセンター

平成 30 (2018) 年度〔暫定値〕	平成 31 (2019) 年度〔目標値〕	差
90,7%	91,0%	+0,3

第3 サービス向上の取組み

1 加算項目（事業所ごと） 30年度介護報酬改定

（1）特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

①長期入所(多床室) (8加算)

加算の名称	単位数	職員配置の要否
看護体制加算Ⅰイ	6単位	要
夜勤職員配置加算Ⅰロ	13単位	要
初期加算	30単位	否
口腔機能維持管理加算	月30単位	否
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	要
入院、外泊加算	(月6日)246単位	否
処遇改善加算Ⅰ	8.3%	否
看取り加算	144/680/1280	要

②長期入所（ユニット型）

加算の名称	単位数	職員配置の要否
看護体制加算Ⅰイ	6単位	要
夜勤職員配置加算Ⅱイ	27単位	要
初期加算	30単位	否
口腔機能維持管理加算	月30単位	否
入院、外泊加算	(月6日)246単位	否
処遇改善加算Ⅰ	8.3%	否
看取り加算	144/680/1280	要
日常生活継続支援加算Ⅰ	36単位	要

③短期入所

加算の名称	単位数	職員配置の要否
送迎加算	片道184単位	否
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	要
夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位	要
処遇改善加算Ⅰ	8.3%	否

（2）中津川市グループホームまごころ

加算の名称	単位数	職員配置の要否
初期加算	30単位	否
サービス提供体制加算Ⅲ	6単位	要
介護職員処遇改善加算Ⅰ	11.1%	否

(3) ゆうらく苑デイサービスセンター (週6日営業)

加算の名称	単位数	職員配置の要否
サービス体制強化加算 I イ	18 単位	要
中重度者ケア体制加算	45 単位	要
入浴介助体制加算	50 単位	否
若年性認知症利用者受入加算	60 単位	要
通所型独自サービス イ	要支援1…1647 単位 要支援2…3377 単位	要
サービス体制強化加算 I イ	要支援1…72 単位 要支援2…144 単位	要
介護職員処遇改善加算 I	5.9%	要

(4) ゆうらく苑ケアプランセンター

加算の名称	単位数	職員配置の要否
初回加算	300 単位	要
特定事業所加算 III	300 単位	要
入院時情報連携加算 I	200 単位	要
入院時情報連携加算 II	100 単位	要
退院・退所加算 I イ (連携1回)	450 単位	要
退院・退所加算 I ロ (連携2回)	600 単位	要
退院・退所加算 II イ (連携1回)	600 単位	要
退院・退所加算 II ロ (連携2回)	750 単位	要
退院・退所加算 III (連携3回)	900 単位	要
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	要
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位	要
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位	要
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	要

第4 満足度調査

1 目的

常日頃よりご利用者、ご家族とのコミュニケーションを密にし、この調査の機会により皆様の声を広くお聞きし、サービスの質の向上を図ることを目的とする

2 日程

日程	会議	概要
平成31年6月	第三者委員会・代表者会合同会議	調査計画作成
平成31年7月	調査票配布	回収・まとめ
平成31年8月	第三者委員会・代表者会合同会議	要望事項の対応報告

3 対象事業所

事業所名	対象利用者数	対象家庭数
特別養護老人ホーム延暦寺広済寮 短期入所	40	40
中津川市グループホームまごころ	9	9
ゆうらく苑デイサービスセンター	70	70
ゆうらく苑ケアプランセンター	90	90
合計	209	209

4 担当者

担当責任者	担当者
太田 崇	西尾 裕太

第5 サービス評価事業

1 目的

職員以外の第三者の方々（第三者委員、介護相談員、外部介護支援専門員、評議員等）により、ご利用者に直接面談していただき、ご意見、ご要望を把握していただき、事業所へ伝えて頂くことで客観的に事業所が受け止め、サービスの向上の努力をすることができ、改善についても第三者の方々へ周知することで透明性を図ることができる。

2 日程

日程	概要	備考
平成31年11月20日	面談による聞き取り調査	

3 対象事業所

事業所名	対象利用者数	備考
特別養護老人ホーム延暦寺広済寮	40	短期入所を含む
中津川市グループホームまごころ	9	
ゆうらく苑デイサービスセンター	25	
合計	74	

4 外部調査員

中津川エリア	人数	備考
第三者委員	3	
中津川市介護相談員	2	

法人評議員	3	
市内介護支援専門員	2	
合計	10	

5 担当者

担当責任者	担当者
熊崎 厚	今井めぐみ

第6 苦情への対応

1 目的

<p>様々な思いが、言葉のいきちがい等で苦情につながるケースが多い。速やかな対応と早期解決にむけて、苦情解決委員会が苦情対応マニュアルに沿って解決の方向に向けサービスの適正化を目的とし職員への周知徹底を図り再発防止を図る。</p>

2 日程

日程	概要	備考
苦情受付のあった際	苦情解決委員会	

3 担当者

事業所名	苦情解決責任者	苦情受付担当者
特別養護老人ホーム延暦寺広済寮 同（短期入所生活介護）含む	寮長 須山 あさよ 〃	相談員 熊崎 厚 〃
中津川市グループホームまごころ	所長 須山 あさよ	主任 西尾 弘美
ゆうらく苑デイサービスセンター	所長 須山 あさよ	主任 今井めぐみ
中津川市ゆうらく苑包括支援センター ゆうらく苑ケアプランセンター	所長 須山 あさよ	専門員 辻 知佐子
みなみ在宅介護支援センター	所長 須山 あさよ	相談員 林 拓磨

第7 委員会・研修会（必須）

1 苦情解決委員会

中津川エリア合同

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年4月17日	苦情対応・満足度調査について	熊崎 厚
第2回	平成31年11月20日	苦情対応・サービス評価事業について	熊崎 厚

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年4月25日	満足度調査について	熊崎 厚
第2回	平成31年11月25日	サービス評価事業について	熊崎 厚

2 事故防止委員会

中津川エリア合同

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年5月15日	事故とひやりはっと	市岡 奈美
第2回	平成31年12月4日	再発防止策について	市岡 奈美

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年5月18日	転倒予防	市岡 奈美
第2回	平成31年11月13日	改善策の発表会	市岡 奈美

3 身体拘束（虐待）廃止委員会

中津川エリア合同

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年5月15日	身体拘束とは何か、虐待の定義	大山 真澄
第2回	平成31年12月4日	認知症の方への対応	大山 真澄

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年5月18日	ハインリッヒ法則、不適切なケアとは	大山 真澄
第2回	平成31年11月13日	ハインリッヒ法則、虐待とは	大山 真澄

4 感染症及び食中毒防止委員会

中津川エリア合同

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年6月5日	食中毒予防、脱水対策	土屋 凜
第2回	平成31年11月6日	インフルエンザ予防対策	土屋 凜

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年6月8日	食中毒予防と脱水予防	大嶋みゆき
第2回	平成31年11月30日	インフルエンザ予防について	大嶋みゆき

5 褥瘡（じょくそう）予防委員会

中津川エリア合同

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年6月8日	褥瘡予防対策	篠原 祐果
第2回	平成31年11月2日	同上	篠原 祐果

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年6月10日	オスカー（自動体位変換機）の理解	上村 紀美加
第2回	平成31年11月30日	ポジショニング（安楽な姿勢）	上村 紀美加

6 口腔内吸引・経管栄養委員会

中津川エリア合同

①会議

	日時	議題	担当者
第1回	平成31年4月17日	平成31年度の取組みについて （口腔内のケア）	増田 真弓
第2回	平成31年10月23日	研修を受けていない職員の研修会について（経管、酸素）	増田 真弓

②研修

	日時	テーマ	担当者
第1回	平成31年4月25日	フォローアップ研修（ビデオ）	高垣 聡子
第2回	平成31年10月26日	嚥下、誤嚥について 口腔の清拭について	高垣 聡子

第8 法令順守の取組み（分掌）

1 介護報酬請求事務（加算要件の確認）

（1）特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

担当責任者	確認者	備考
佐々木ゆかり	須山 あさよ	

（2）中津川市グループホームまごころ

担当責任者	確認者	備考
佐々木ゆかり	須山 あさよ	

（3）ゆうらく苑デイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
長坂 うつき	須山 あさよ	

（4）ゆうらく苑ケアプランセンター

担当責任者	確認者	備考
辻 知佐子	須山 あさよ	

2 業者支払い事務

（1）特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

担当責任者	確認者	備考
横山 典子	須山 あさよ	

(2) 中津川市グループホームまごころ

担当責任者	確認者	備考
横山 典子	須山 あさよ	

(3) ゆうらく苑デイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
長坂 うつき	須山 あさよ	

(4) 中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター

担当責任者	確認者	備考
長坂 うつき	須山 あさよ	

(5) ゆうらく苑ケアプランセンター

担当責任者	確認者	備考
長坂 うつき	須山 あさよ	

(6) みなみ在宅介護支援センター

担当責任者	確認者	備考
長坂 うつき	須山 あさよ	

3 給与支払い事務

(1) 特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

担当責任者	確認者	備考
横山 典子	須山 あさよ	

(2) 中津川市グループホームまごころ

担当責任者	確認者	備考
横山 典子	須山 あさよ	

(3) ゆうらく苑デイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
長坂 うつき	須山 あさよ	

(4) 中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター

担当責任者	確認者	備考
長坂 うつき	須山 あさよ	

(5) ゆうらく苑ケアプランセンター

担当責任者	確認者	備考
長坂 うつき	須山 あさよ	

(6) みなみ在宅介護支援センター

担当責任者	確認者	備考
長坂 うつき	須山 あさよ	

4 寄付金受領事務

(1) 特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

担当責任者	確認者	備考
横山 典子	須山 あさよ	

(2) 中津川市グループホームまごころ

担当責任者	確認者	備考
西尾 弘美	須山 あさよ	

(3) ゆうらく苑デイサービスセンター

担当責任者	確認者	備考
今井 めぐみ	須山 あさよ	

5 預り金管理事務

(1) 特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

担当責任者	確認者	備考
熊崎 厚	須山 あさよ	

(2) 中津川市グループホームまごころ

担当責任者	確認者	備考
西尾 弘美	須山 あさよ	

第9 安全管理体制 (分掌)

1 職員事故の予防

(1) 特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

担当責任者	副担当者	備考
横山 典子	熊崎 厚	安全推進委員

(2) 中津川市グループホームまごころ

担当責任者	副担当者	備考
横山 典子	西尾 弘美	安全推進委員

(3) ゆうらく苑デイサービスセンター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	今井 めぐみ	安全推進委員

(4) 中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	辻 知佐子	安全推進委員

(5) ゆうらく苑ケアプランセンター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	辻 知佐子	安全推進委員

(6) みなみ在宅介護支援センター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	辻 知佐子	安全推進委員

2 交通安全（業務、通勤）

(1) 特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

担当責任者	副担当者	備考
太田 崇	熊崎 厚	安全運転管理者

(2) 中津川市グループホームまごころ

担当責任者	副担当者	備考
太田 崇	熊崎 厚	安全運転管理者

(3) ゆうらく苑デイサービスセンター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	今井 めぐみ	安全運転管理者

(4) 中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	辻 知佐子	安全運転管理者

(5) ゆうらく苑ケアプランセンター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	辻 知佐子	安全運転管理者

(6) みなみ在宅介護支援センター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	辻 知佐子	安全運転管理者

4 災害対策（火災、地震、土砂災害）

(1) 特別養護老人ホーム 延暦寺広済寮

担当責任者	副担当者	備考
熊崎 厚	太田 崇	防火管理者

(2) 中津川市グループホームまごころ

担当責任者	副担当者	備考
森 達己	西尾 弘美	防火管理者

(3) ゆうらく苑デイサービスセンター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	今井 めぐみ	防火管理者

(4) 中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	辻 知佐子	防火管理者

(5) ゆうらく苑ケアプランセンター

担当責任者	副担当者	備考
西尾 裕太	辻 知佐子	防火管理者

(6) みなみ在宅介護支援センター

担当責任者	副担当者	備考
林 拓磨	辻 知佐子	

第 10 地域貢献の取組み (中津川エリア全体)

1 地域貢献事業

事業名	概要	担当
送迎サービス	神坂老人クラブゲートボール	熊崎 厚
〃	神坂地区三世代交流	熊崎 厚
地域住民への講座	転倒予防・認知症予防	須山 あさよ
落合中学校	体験学習	熊崎 厚
神坂中学校	福祉体験	熊崎 厚
地域住民災害時対応受入	AED の活用、避難	熊崎 厚

2 実習受入れ事業

実習者	概要	担当
坂下高等学校	介護福祉士実習	太田 崇
居宅介護支援事業所	介護支援専門員実習	原 恒子

第 11 エリアの年間行事予定

行事	日時	担当
花見ドライブ	4月中旬～下旬	熊崎 厚・
いちご狩り	4月中旬～5月初旬	熊崎厚・西尾弘美・今井めぐみ
家族会	4月下旬～5月中旬	熊崎厚・西尾弘美・今井めぐみ
運動会	6月初旬	熊崎厚・西尾弘美・今井めぐみ
盆踊り、夏祭り	7月中旬～8月初旬	熊崎厚・西尾弘美・今井めぐみ
敬老祝賀会	9月下旬～10月初旬	熊崎厚・西尾弘美・今井めぐみ
ミニ運動会	10月中旬	西尾弘美・今井めぐみ
秋のドライブ	10月中旬～下旬	熊崎厚・西尾弘美・今井めぐみ
クリスマスを楽しむ	12月中旬	熊崎厚・西尾弘美・今井めぐみ
新年娯楽大会	1月初旬	熊崎厚・西尾弘美・今井めぐみ

第五章 エリアの主な事業計画

I	飯田エリア	P 40～P 53
II	阿南エリア	P 54～P 65
III	下條エリア	P 66～P 77
IV	中津川エリア	P 78～P 90
V	保育所	P 91～P 98
VI	児童クラブ	P99～P100

鼎あかり保育園

第1 施設運営

1 児童の処遇

(1) クラス編成

認定区分	年齢区分	定員	実人員	保育士数
2号	5歳児	30名	30名	2名
	4歳児	40名	28名	2名
	3歳児	40名	34名	4名
3号	1～2歳児	32名	26名	6名
	0歳児	8名	6名	8名

(2) 月別保育予定日数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計 289日
22	22	25	26	26	23	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
25	24	24	23	24	25	

2 年間保健行事

保健行事	概要
内科健診	6月 10月
歯科健診	6月 10月

第2 目標

1 保育目標

- ① 「その子らしさ」を大切にして、一人ひとりの成長をしっかり受け止めます。
- ② 健康な身体と豊かな感性を育てます。
- ③ 本物に触れ五感を育てます。
- ④ 家庭や地域社会と心を通わせ交流及び協力し合います。
- ⑤ 職員は笑顔いっぱい、愛情いっぱい、元気いっぱい、子ども大好き、保育大好きの間像を目指します。

2 年齢別保育目標

(1) 5歳児の年間目標

① 生命

- ・保健的で安全な環境の下に、一人一人の欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- ・子どもの欲求が十分に満たされ、健康で安全に過ごせ快適に生活できるようにする。
- ・適度な運動や休息がとれ、健康増進が図られ、心身の疲れが取れるようにする。

② 情緒

- ・子どもが自分の気持ちを十分に出せ自分に自信を持ち、主体的に活動できるようにし、安定して生活できるようにする。"

③ 教育

- ・健康・安全など生活に必要な習慣や態度を身につけ、その訳を理解して行動する。
- ・友達や身近な人との関わりの中で、人の立場を理解し友達関係や自主性を身につける。
- ・地域や自然との関わりを通して、豊かな心情や好奇心を高める。
- ・様々な体験を通して工夫したり表現したりして豊かな感性を身につける。

④ 食育

- ・体験を通して、体と食べ物の関係を理解し、食への関心を持ち、必要な習慣態度を身につける。

(2) 4歳児の年間目標

① 生命

- ・保健的で安全な環境を作り、生命の保持を図る。
- ・一人一人の子どもの生理的欲求を十分に満たし、快適に生活できるようにする。

② 情緒

- ・一人一人の子どもが自分の気持ちを安心して表わし、安定感を持って過ごせるようにする。

③ 教育

- ・健康安全に過ごすために必要な基本的な生活習慣を身につける。
- ・相手の気持ちを考えたり認めあったりして友達とのかかわりを深める。
- ・身近な環境へ積極的にかかわり、友達と楽しんで遊ぶ。

④ 食育

- ・正しい食事のマナーを身につける。
- ・食べ物に興味関心を持ち、食事を楽しむ。

(3) 3歳児の年間目標

① 生命

- ・環境に配慮し、安全で健康的な生活が送れるようにする。

② 情緒

- ・一人ひとりの欲求を十分に満たし情緒の安定を図る。

③ 教育

- ・生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけていく。
- ・自分の思いや気づいたこと、感じたことを様々な方法で表現する。
- ・身近な環境に興味を持ち楽しんで遊ぶ。

④ 食育

- ・食べ物に興味関心を持ち、食事を楽しみながら基本的な習慣やマナーを身につける。

(4) 2歳児の年間目標

① 生命

- ・保健的で安全な環境を作り、一人一人の欲求を丁寧に受け止め、快適に生活できるようにする。

② 情緒

- ・保育士等との安定した関係を築き、友達とのかかわりが持てるようにする。

③ 教育

- ・保育士等や友達と一緒に喜んで身体を動かし、色々な遊びを楽しむ。
- ・色々な経験を通して、言葉を使える喜びを感じ、表現する楽しさを味わう。
- ・食事・排泄・睡眠・衣服の着脱などの生活に必要な基本的な習慣を、保育者に援助され身に付けていく。"

④ 食育

- ・色々な食材に慣れ、喜んで食事ができるようになる。

(5) 1歳児の年間目標

① 生命

- ・保健的で安全な環境の下で、生命の保持と安定を図る。

② 情緒

- ・安心できる保育者とかかわりの中で、信頼関係を深め、他の子どもに対する関心を持たせる。
- ・個人差に留意し、運動機能の発達、言葉の獲得などの意欲を助ける。

③ 教育

- ・探索活動を通して、十分に聞く、見る、触れるなどの経験をし、興味や関心を持つ。
- ・自分の気持ちを声や表情で現わそうとする。
- ・自分でやりたい気持ちが持てる。

④ 食育

- ・いろいろな食品に慣れ、喜んで食べる。

(6) 0歳児の年間目標

① 生命

一人一人の子どもの心身の状況を把握し疾病の発見や発生予防などに努め生命の保持を図る。

② 情緒

一人一人の子どもの欲求を受け入れ保育者と信頼関係をつくり、気持ちの安定を図る。

③ 教育

五感を使った遊びを喜び、興味や関心が持てるようにする。

友だちや保育士のすることに興味を持ち模倣を楽しむ

④ 食育

生活のリズムを整えていく中で食べたい気持ちが高まり食事が安定していく

第3 運営

1 主な行事予定

日程	行事
4月 3日	入園式
4月 18日	なかよし会（在園児と新入園児との交流会）
5月 9日	ジャガイモ種芋うえ
5月 24日	親子遠足
6月 6日	保育参観日
6月 7日	サツマイモの苗植え
6月 27日	プール開き
7月 19日	夏祭り
7月 30日	一年生交流
8月 30日	プールしまい
9月 2日	防災引渡し訓練
9月 28日	運動会
10月 11日	秋の遠足
10月 25日	祖父母参観日
11月 1日	やきいも
11月 29日	収穫祭
12月 18日	クリスマス会
12月 25日	高齢者交流 おやす作り
1月 10日	お餅つき
2月 3日	節分
2月 7日	保育参観日
2月 21日 22日	一日入園（以上児・未満児1日ずつ）
3月 17日	お別れ遠足
3月 25日	卒園式
月例行事	誕生会

2 食事

(1) 目標

- ・みんなで楽しく食事やおやつを食べよう。正しい食事のマナーを身につけよう
- ・食と健康（お腹がすくリズムのもてる子どもに）
- ・食と人間関係（食べたいもの好きなものが増える子どもに）
- ・食と文化（一緒に食べたい人がいる子どもに）
- ・いのちの育ちと食（食事づくり、準備にかかわる子どもに）
- ・料理と食（食べ物を話題にする子どもに）

(2) 配慮項目

- ・個々の食事状況を把握し、言葉がけ、雰囲気作りを工夫し、楽しい食事が出来るような環

境の工夫をする。

- ・食前、食後の挨拶が出来るようにする。
- ・新入園児と在園児の食べの違いに配慮する。
- ・お腹のすくりズムを作り、好きなものが増えるように配慮する。
- ・食事の準備や食事中、後片付けの際は安全への配慮をする。
- ・箸の持ち方の指導
- ・献立名を知らせる"
- ・自分達で栽培し、収穫した野菜が料理の中に入っていることで、食べる楽しみを味わえるようにする。
- ・嫌いな物でも少しずつ食べられるよう、量を加減したり、食べ物の働きについて興味を持たせる。
- ・食物の働きについて、視覚を通して具体的に知らせていく。
- ・少しでも食べられるようになったり、正しマナーが身に付いたことを認め励ます"
- ・一日の活動内容を工夫し、お腹をすかせて美味しく食べる経験をする。
- ・献立の中の材料に関心を持たせ、食品と身体の関係について知らせる。
- ・楽しいクッキング活動を工夫する。"
- ・友達と一緒に楽しい食事を通して、成長の喜びを味わえるように配慮する。
- ・卒園、進級に期待を持たせながら食習慣の自立に導く。
- ・調理している人や地域の食材提供者に関心を持ち、感謝の気持ちを持つ。
- ・食育のまとめをする

(3) 食育

- ・献立表、給食便り、園便りの発行
- ・毎月行なっている食育の日の内容を具体的に知らせる
- ・希望者に献立レシピの配布
- ・朝食の大切さのお話（未就園児交流時など）
- ・親子調理実習
- ・給食試食会（参観日の時など）

(4) 衛生管理

- ・施設内外の整備
- ・安全管理及び自主点検（毎月1回、週1回）
- ・給食職員（毎月）その他職員（年2回）

(5) 離乳食に関して

- ・離乳食は健康状態、発達状態を見ながら焦らず進めていく。尚、アレルギーを起こしやすい食物があるかどうか等、連絡を密にし対応していく。
- ・手づかみなど食べようとする意欲が大切であることを伝える。
- ・食べやすい調理方法などを、お便りやサンプル等で紹介し、関心が持てるように進める。
- ・囓む飲み込むなど食事の様子を伝えたりし、子育てに喜びを感じられるようにしていく。

3 安全管理

- ① 交通安全支援教育（毎月）
- ② 非常災害時の避難訓練（毎月）
- ② 消火訓練（年1回）
- ③ 遊具点検（週1回）

4 職員構成

- ① 園長 1名 ②副園長（児童クラブ館長兼務）1名 ②学年主任保育士 5名
- ③保育士 18名 ④保育補助 1名 ⑤事務員 1名 ⑥嘱託医（非常勤）

第五章 エリアの主な事業計画

I	飯田エリア	P 40～P 53
II	阿南エリア	P 54～P 65
III	下條エリア	P 66～P 77
IV	中津川エリア	P 78～P 90
V	保育所	P 91～P 98
VI	児童クラブ	P99～P100

第1 目標

1 学童保育目標

《学童保育目標》

- 豊かな遊びや経験を通して、健やかな育成を図る。
- 保護者、地域社会との連携を図り、よりよい子育て環境作りを行う。

第2 施設運営

1 児童の処遇

定員 40名

平成31年受入人数

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数	18名	15名	7名	40名

2 職員構成

館長・・・1名

放課後児童支援員・・・2名

3 事業内容

【通常開館時間】

- ・午後1時からの開館 夕方7時まで
- ・放課後児童を保護者の迎えがあるまでお預かりする。
- ・小学校の年間計画に準じて開館する。
(ただし、保育園の入園式、卒園式の日は希望受入れとする。)

【土曜日、長期休業（夏休み、春休み等）の開館時間】

- ・午前8：15からの開館 夕方7時まで
- ・土曜日、長期休業については、年間登録者以外でも希望があれば受け入れる。
ただし、年度当初に登録をしていただき、利用の際1か月前にクラブの空き状況を確認していただく。

【土曜日、長期休業希望登録者人数】

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数	3名	4名	2名	9名